

平成23年度

徳島県公立高等学校  
生徒募集選抜要項

(案)

# 目 次

## 平成23年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

### 《全日制の課程・定時制の課程》

I 一般選抜	1
第1 募集	1
第2 出願	2
第3 志願変更	4
第4 調査書及び教科評定分布表	5
第5 学力検査及び面接	6
第6 追検査及び追面接	7
第7 定時制の課程における成人特例措置	8
第8 選抜の方法	8
第9 選抜結果の通知等	10
第10 その他	10
II 特色選抜	11
第1 募集	11
第2 出願	13
第3 調査書及び教科評定分布表	15
第4 検査	15
第5 選抜の方法	16
第6 選抜結果の通知等	16
第7 その他	16
学力検査及び面接実施上の留意点	17
III 第2次募集	19
第1 募集	19
第2 出願	19
第3 検査	21
第4 選抜の方法	21
第5 選抜結果の通知等	21
第6 その他	22

<b>IV 連携型選抜</b>	23
第1 募集	23
第2 出願	23
第3 作文及び面接	24
第4 選抜の方法	25
第5 選抜結果の通知等	25
第6 その他	25
<b>V その他の</b>	26
 《通信制の課程》	
第1 募集	27
第2 出願	27
第3 選抜の方法	28
第4 その他	28
 別記・別表	29
別記1 調査書及び教科評定分布表の作成	30
別記2 相関表の作成	31
別記3 所属学区を変更する者の手続	32
別記4 県外から志願する者の手続	33
別記5 一般選抜実技検査実施校及び検査内容	35
別記6 入学者選抜に係る個人情報の開示	36
別表1 平成23年度公立高等学校入学者選抜に係る競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧	37
別表2 特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料	38
 書類様式	41
様式一覧	42
様式第1-1号～31号	43
公立高等学校一覧	86
 規則・日程等	89
通学区域等に関する規則	90
出願の手續と処理	92
日程表	94
高校再編に伴う平成23年度入学者の異動について	96

# 平成23年度公立高等学校入学者選抜関係日程

1月		
日	曜	事項
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	
6	木	
7	金	
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	
12	水	
13	木	
14	金	
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	
19	水	
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	
30	日	
31	月	

2月		
日	曜	事項
1	火	
2	水	特色選抜願書受付 連携型選抜願書受付
3	木	
4	金	↓
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	特色選抜 連携型選抜
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	特色選抜結果通知 連携型選抜結果通知
20	日	
21	月	一般選抜募集人員公表
22	火	
23	水	一般選抜願書受付
24	木	
25	金	↓
26	土	
27	日	
28	月	

3月		
日	曜	事項
1	火	一般選抜志願変更
2	水	
3	木	
4	金	
5	土	
6	日	
7	月	
8	火	一般選抜(学力検査)
9	水	一般選抜(面接等)
10	木	追検査, 追面接
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	
15	火	一般選抜結果通知
16	水	
17	木	第2次募集人員公表
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	第2次募集願書受付
23	水	↓
24	木	
25	金	第2次募集
26	土	第2次募集選抜結果通知
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

# 平成23年度徳島県公立高等学校生徒募集選抜要項

徳島県立の各高等学校及び徳島市立高等学校、鳴門市立鳴門工業高等学校の平成23年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

## 《全日制の課程・定時制の課程》

### I 一般選抜

#### [日程]

事項	日時
願書受付期間	平成23年2月23日(水)から2月25日(金)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
志願変更受付期間	[志願変更の受付] 平成23年3月1日(火)から3月2日(水)まで [志願変更による出願受付] 平成23年3月1日(火)から3月3日(木)まで 受付時間は、3月1日(火)は午後1時から午後4時30分まで、3月2日(水)及び3月3日(木)は午前9時から午後4時30分までとする。
学力検査	平成23年3月8日(火)
面接等	平成23年3月9日(水)
追検査、追面接	平成23年3月10日(木)
選抜結果の通知日	平成23年3月15日(火)

### 第1 募集

#### 1 実施校

すべての高等学校で実施する。

#### 2 募集人員

募集定員から特色選抜及び連携型選抜における合格者数を減じた人数とする。

なお、特色選抜及び連携型選抜において、入学を辞退する者が出了場合には、その数を加えるものとする。

#### 3 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜又は連携型選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成23年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者（以下「中学校卒業者」という。）

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

## 第2 出願

### 1 出願の制限

(1) 入学志願者（以下「志願者」という。）は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則（91ページ）に基づき出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（32ページ）により、手続を行わなければならない。

イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（33ページ）により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(4) 志願先高等学校にある一般選抜を実施する学科（86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。以下同じ。）を、志望順に記して出願することができる。

(5) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。

### 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月23日（水）から2月25日（金）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月25日（金）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

### 3 出願の手続等

#### (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考查料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 芸術科（音楽）実技検査調査票（様式第11-2号、徳島県立名西高等学校芸術科（音楽）を志願する場合のみ）

(カ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。

エ 「第1募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、2月28日（月）までに徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）にも提出する。

ア 調査書（様式第4号）

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの）

オ 特別措置申請書

学力検査、面接等において特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。ただし、英語のリスニングテストにおいて特別措置を必要とする志願者については、英語リスニングテスト特別措置申請書（様式第14-2号）を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、3月7日（月）までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（32ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月28日（月）正午までに、志願者数報告書（様式第28号）により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月7日

(月)までに志願承認書の写しを添えて，在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

オ 高等専門学校受検者、合格者について

(ア) 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者のうち高等専門学校に出願した者の課程別・学科別入人数を委員会に報告する。

(イ) 各高等学校長は、高等専門学校合格等に伴い出願を取り消した者及び特色選抜の入学を辞退した者について、2月28日(月)正午現在の人数を速やかに委員会に報告する。

### 第3 志願変更

#### 1 志願変更

(1) 志願者は、受付締切後、先に出願した高等学校、課程、志望学科及び志望学科順位を1回に限り変更することができる。

(2) 第1志望の志望学科の変更を行わないで、その他の志望学科及び志望学科順位の変更はできない。

#### 2 受付期間

志願変更願等の受付期間は、次のとおりとする。

志願変更願の受付期間：3月1日(火)から3月2日(水)まで

志願変更による出願受付期間：3月1日(火)から3月3日(木)まで

受付時間は、3月1日(火)は午後1時から午後4時30分まで、3月2日(水)及び3月3日(木)は午前9時から午後4時30分までとする。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。

郵送により志願変更による出願書類を提出する場合は、書留速達・親送で、3月3日(木)午後4時30分までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

#### 3 志願変更の手続等

##### (1) 志願変更願の提出

志願変更を行う者は、志願変更願の受付期間中に、志願変更願(様式第16号)を中学校長を経由して、先に出願した高等学校長に提出する。なお、「第1募集 3 出願資格(3)」による者は、直接、先に出願した高等学校長に志願変更願を提出する。

また、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに出願する高等学校の入学願書を作成して、先に出願した高等学校長に提出する。

##### (2) 願い出に対する高等学校長の措置

ア 志願変更願の提出を受けた高等学校長は、次の書類等を中学校長を経由して志願変更者に返却する。この際、中学校長は志願変更書類受領書(様式第17号)を高等学校長に提出する。

##### (ア) 入学願書

所定欄に職印を押して、一般選抜の志願者受付・受検者名簿に登載されていたことの証明すること。

ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成された入学願書の所定欄に職印を押し、先に提出されていた入学願書とともに返却する。

#### (1) (ア)以外の出願書類

- イ 入学考查料は、入学願書に徳島県収入証紙をはりつけたまま、中学校長を通じ志願者に返却する。  
ただし、市立高等学校に出願していた志願者については、入学考查料を現金で返却する。
- ウ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者については、上記ア、イの書類等を、直接、本人に返却する。
- エ 志願変更を願い出た者の記載事項は、志願者受付・受検者名簿、志願者名簿から抹消する。

#### (3) 志願変更による出願

- ア 高等学校長から返却を受けた入学願書及び副申書については、訂正して用いる。（ただし、全日制の課程から定時制の課程、又は、県立高等学校から市立高等学校に志願変更する場合は、新たに作成した入学願書を用いる。）

訂正箇所には、入学願書については保護者印を、副申書については中学校の担任教員の印を押すものとする。なお、調査書はそのまま用い、受検票及び自己申告書は新たに作成し、提出する。

- イ 志願承認書については、改めて在籍する高等学校長の承認を受け、提出する。

- ウ 志願者名簿は該当者のみ記入し提出する。

- エ 教科評定分布表は、一般選抜出願時に当該受検校に提出していない中学校に限り提出する。

- オ 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学願書の所定の位置に、入学考查料の不足額1,250円分の徳島県収入証紙をはりつけることにより、入学考查料を納入する。

市立高等学校に出願していた志願者が、県立高等学校に志願変更する場合は、入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはりつけることにより、入学考查料を納入する。

- カ 志願変更願を提出し、願書等の返却を受けた者が志願変更を行わないで、との出願先に再出願することはできない。

#### (4) 志願変更による出願を受け付けた高等学校長による措置

- ア 高等学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

- イ 高等学校長は、受付締切後、速やかに第1志望の課程別、学科別志願変更者数を委員会に報告する。

#### (5) 最終志願者数の報告

- 各高等学校長は、3月7日（月）正午までに、志願者数報告書（様式第28号）により、最終志願者数を委員会に報告する。

### 第4 調査書及び教科評定分布表

#### 1 調査書の取扱い

- (1) 調査書は、学力検査の成績と同等に扱う。
- (2) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。
- (3) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

#### 2 調査書及び教科評定分布表の作成等

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設けるものとする。また、各高等学校においては調査書評定委員会を設けるものとする。

なお、作成における詳細については、別記1（30ページ）によるものとする。

## 第5 学力検査及び面接

### 1 学力検査

#### (1) 対象者

志願者全員

#### (2) 検査期日

3月8日（火）

#### (3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその校長の指定する分校

#### (4) 日程及び配点

検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時限	時刻	教科	配点
第1時限	9:05～10:00 (55分間)	国語（作文を含む。）	100
第2時限	10:20～11:05 (45分間)	数学	100
第3時限	11:25～12:10 (45分間)	社会	100
第4時限	13:00～13:45 (45分間)	理科	100
第5時限	14:05～14:55 (50分間)	英語（リスニングテストを含む。）	100

#### (5) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

#### (6) 特別措置

各高等学校長は、学力検査（英語のリスニングテストを含む。）において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月28日（月）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

#### (7) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

#### (8) 結果の処理

ア 各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に成績を記入し、その写しを3月23日（水）までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表（様式第29-2号）、県外からの志願者集計表（様式第30-2号、該当者がいる場合）も併せて提出する。

## 2 面接

#### (1) 対象者

志願者全員

(2) 実施期日

3月9日（水）

(3) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその校長の指定する分校

(4) 面接方法

個人面接、集団面接のいずれかを実施する。（別表2、38・39ページ）

(5) 特別措置

各高等学校長は、面接において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月28日（月）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。また、特別措置申請者が志願変更する場合は、志願変更先の高等学校長は速やかに委員会に連絡する。

(6) 面接者数の報告

各高等学校長は、面接当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

### 3 実技検査

高等学校長が必要と認める学校・学科においては、学科の特性に応じ、実技検査を行うことができる。なお、実技検査は面接実施日に行う。

また、実技検査の内容は、実施校ごとに定める。（別記5、35ページ）

## 第6 追検査及び追面接

学力検査、面接等の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって学力検査、実技検査に、追面接をもって面接に代えることができる。

### 1 受検手続

追検査、追面接の受検を希望する者は、次の書類を、中学校長を経由して、学力検査の追検査の場合は3月8日（火）までに、追面接及び実技検査の追検査の場合は3月9日（水）までに、志願先高等学校長に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 追検査願（様式第18号、学力検査、実技検査当日欠席した者）
- (2) 追面接願（様式第18号、面接当日欠席した者）
- (3) 欠席した理由を証明する医師の診断書又は警察、役場その他の証明書

### 2 実施期日

3月10日（木）

### 3 実施会場

志願先高等学校の本校及びその校長の指定する分校

### 4 追検査

(1) 日程及び配点

追検査は、次により、県内同一問題で行い、5教科すべてを受検するものとする。

時限	時刻	教科	配点
第1時限	9:00～9:55 (55分間)	国語（作文を含む。）	100
第2時限	10:05～10:50 (45分間)	数学	100
第3時限	11:00～11:45 (45分間)	社会	100
第4時限	11:55～12:40 (45分間)	理科	100
第5時限	13:15～14:05 (50分間)	英語（リスニングテストを含む。）	100

#### (2) 問題の程度

問題の程度は、中学校卒業程度とする。

#### (3) 実技検査

詳細については、志願先高等学校長が定める。

### 5 追面接

詳細については、志願先高等学校長が定める。

### 6 受検者数等の報告

追検査・追面接の報告については、次のとおりとする。ただし、追検査・追面接を実施する高等学校のみ報告する。

- (1) 各高等学校長は、追検査受検者の見込数を3月8日（火）正午までに委員会に報告する。さらにその確定数を文書で3月9日（水）正午までに委員会に報告する。
- (2) 各高等学校長は、追面接及び実技検査の追検査受検者の見込数を3月9日（水）午後1時30分までに委員会に報告する。
- (3) 各高等学校長は、追検査及び追面接受検者数を電話で3月10日（木）正午までに、文書で3月16日（水）までに委員会に報告する。

### 第7 定時制の課程における成人特例措置

#### 1 対象者及び内容

定時制の課程において、平成23年4月1日現在、満20歳以上の志願者で、成人特例措置を希望する者については、学力検査を行わず作文でこれに代えるものとする。

#### 2 申請手続

この特例措置の適用を受けようとする者は、出願の際、併せて定時制課程特例措置適用申請書（様式第21号）を提出するものとする。

#### 3 実施会場

志願先高等学校

#### 4 検査日程その他詳細については、志願先高等学校長が定める。

#### 5 この特例措置による合格者数は、募集定員の10%以内とする。

### 第8 選抜の方法

#### 1 選抜の方法

(1) 各高等学校長は、調査書と学力検査の成績に基づき、面接等の結果も資料とし、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

(2) 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は特色選抜の入学者数と合わせ、第1学区は総募集定員の10%以内、第2学区は8%以内とし、第3学区は高等学校ごとに募集定員の8%以内とする。ただし、特色選抜における競技力向上スポーツ指定校の指定競技による通学区域外からの入学者については、この制限を適用しない。

## 2 合格者選抜の手順

(1) 第1次選考

調査書の「各教科の学習の記録」の評定が、上位から募集人員の80%以内にいる者で、かつ、学力検査の得点が上位から募集人員の80%以内にいる者について、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考の対象者以外の者全員について、「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみて、面接等の結果も資料とし、総合的に選考する。「各教科の学習の記録」の評定と学力検査の得点を同等にみることについては、受験者全員についての両者の相関表（様式第24号、別記2、31ページ）を用いて、その適正をはかるものとする。

なお、評定の記載がない者については、記載されていないことのみの理由で選考の対象から外すことのないよう配慮する。

(3) 第1次選考については、次のア、イの項、第2次選考については、次のア～カの諸項に留意して、公正かつ妥当な判定を行うものとする。

ア 面接の結果が特に良好な者又は不良の者

イ 行動が著しく優れた者又は不良の者

ウ 「総合的な学習の時間の記録」が著しく優れた者

エ 「特別活動の記録」が著しく優れた者

オ 観点別学習状況が著しく優れた者

カ 芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績のある者

(4) 芸術科の音楽、美術の選抜に当たっては、志願した音楽、美術の調査書の成績を重視する。

(5) 実技検査を行う場合には、その成績も併せて選考する。

(6) 第1志望以外の志願者の取扱い

選抜に当たっては、第1志望を優先し、第1志望者の中から合格者を決定する。合格者が定員に満たない場合は、第1志望以外の志願者の中から選抜を行い合格者を決定する。

ただし、普通科、理数科、芸術科又は外国語科から、第1志望、第2志望とする者のうち、第1志望不合格者については、第2志望の学科において、その学科を第1志望とした者と同一基準において選考するが、その数は10人以内とする。

(7) 各高等学校長は、相関表の写しを様式第24号により、3月23日（水）までに委員会に提出する。

## 第9 選抜結果の通知等

- 1 各高等学校長は、3月15日（火）、受検者に選抜の結果を様式第25-1, 2号により簡易書留郵便によつて通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数及び第2次募集を行うべき課程・学科の人員予定数を3月15日（火）午前10時までに委員会に報告する。

## 第10 その他の

- 1 一般選抜の合格者は、第2次募集に出願することはできない。
- 2 一般選抜の不合格者は、改めて第2次募集に出願することができる。
- 3 出願を取り消す者が出了場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 4 入学を辞退する者が出了場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

## II 特色選抜

### [ 日 程 ]

事 項	日 時
願書受付期間	平成23年2月2日(水)から2月4日(金)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
検査日	平成23年2月15日(火)
選抜結果の通知日	平成23年2月19日(土)

## 第1 募 集

### 1 実 施 校

次に掲げる学校・学科で実施する。

高 等 学 校	課 程	大 学 科	小 学 科・類
城東高等学校	全 日 制	普通科	
城南高等学校	全 日 制	普通科	
城北高等学校	全 日 制	普通科	
城ノ内高等学校	全 日 制	普通科	
徳島北高等学校	全 日 制	普通科	
徳島市立高等学校	全 日 制	普通科	
城西高等学校	全 日 制	農業科 総合学科	農業科学科
徳島科学技術高等学校	全 日 制	工業科 水産科	総合科学類、機械技術類、電気技術類、建設技術類 海洋科学類、海洋技術類
徳島商業高等学校	全 日 制	商業科	総合情報ビジネス類
小松島高等学校	全 日 制	普通科	
小松島西高等学校	全 日 制	商業科 家庭科 福祉科	食物科、生活文化科
勝浦高等学校	全 日 制	農業科	応用生産科、園芸福祉科
富岡東高等学校	全 日 制	普通科 商業科	
富岡西高等学校	全 日 制	普通科	
阿南工業高等学校	全 日 制	工業科	工業類
新野高等学校	全 日 制	総合学科	
那賀高等学校	全 日 制	普通科	
海部高等学校	全 日 制	普通科 商業科	情報ビジネス科

高等學校	課程	大学科	小学科・類
鳴門高等学校	全日制	普通科	
鳴門第一高等学校	全日制	総合学科	
鳴門市立鳴門工業高等学校	全日制	工業科	工業類
板野高等学校	全日制	普通科	
名西高等学校	全日制	普通科	
鴨島商業高等学校	全日制	商業科	商業科, 経営情報科
川島高等学校	全日制	普通科	
阿波高等学校	全日制	普通科	
阿波農業高等学校	全日制	農業科	農業科学科, 園芸科学科
阿波西高等学校	全日制	普通科	
穴吹高等学校	全日制	普通科	
脇町高等学校	全日制	普通科	
美馬商業高等学校	全日制	商業科	
貞光工業高等学校	全日制	工業科	電気科, 機械科, 建設科
辻高等学校	全日制	普通科	
池田高等学校	全日制	普通科	
三好高等学校	全日制	農業科 商業科	生物資源類 ビジネス類

## 2 出願要件等

次の(1)及び(2)の高等学校ごとの内容については、別に定める。

### (1) 出願要件

学校の特色、志願してほしい生徒像に基づき、スポーツ、文化活動、その他高等学校が定める特色ある活動（以下「部活動等」という。）について、高等学校ごとに出願要件を示す。

ただし、活動実績等の基準を具体的に示す。

### (2) 募集人員

ア 各高等学校の募集人員は、次に示す範囲内とし、高等学校ごとに示す。

(ア) 普通科は、募集定員の6%以内とする。

(イ) 専門学科及び総合学科は、募集定員の13%以内とする。

(ウ) 上記(ア)・(イ)による募集人員の計が8人未満になる高等学校は、8人以内とする。

イ 競技力向上スポーツ指定校は、指定競技の募集人員を別に定める。

## 3 出願資格

出願資格者は、志願先高等学校への入学を第1志望とし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成23年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

(2) 中学校卒業者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

## 第2 出願

### 1 出願の制限

(1) 志願者は、県立高等学校の場合、徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（90ページ）に基づき、出願するものとする。また、市立高等学校の場合、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則（91ページ）に基づき、出願するものとする。

なお、全日制の課程において、城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科に出願する場合、学区外の高等学校に出願する者については、次のア又はイに定めるところによる。

#### ア 学区内志願者扱いを受ける特別な理由がある場合

所属学区変更許可願（様式第7号）及びそれを証明する書類を志願先高等学校長に提出し、その許可を受けた場合に限り、学区内志願者としての扱いを受ける。

該当者は、別記3（32ページ）により、手続を行わなければならない。

#### イ 前項アに該当しない場合

学区外志願者としての扱いを受ける。

(2) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4（33ページ）により、手続を行わなければならない。

(3) 2以上の高等学校に出願することはできない。

(4) 志願先高等学校にある特色選抜を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。

(5) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

### 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月2日（水）から2月4日（金）までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月4日（金）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

### 3 出願の手続等

#### (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-1号）

(イ) 受検票（様式第2-1号）

(ウ) 入学考查料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 活動記録（様式第9号）

部活動等の活動状況、活動実績、各種資格、中学校生活の状況について、志願者本人が記入し、中学校長に提出する。

(カ) 実技等調査票（様式第11-1号、志願先高等学校長が提出を求める場合の該当者のみ、別表2、  
38・39ページ）

(キ) 所属学区変更許可願及びそれを証明する書類（該当者のみ）

- イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。
- ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。
- エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

(2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。なお、教科評定分布表は、2月28日（月）までに委員会にも提出する。

また、上記(1)ア(オ)の活動記録について、「校長所見」欄を記入する。

ア 調査書（様式第4号）

イ 志願者名簿（様式第5-1号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号）

エ 副申書（様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの）

オ 特別措置申請書

学力検査、作文、面接、実技等において特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。

(3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1 募集 3 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科の各高等学校長は、学区内志願者の学区について、公正で適正な審査を行う。

なお、学区外と認められる志願者については、高等学校長は中学校長を通じ、2月10日（木）までに学区内外の変更手続をとらせる。

また、所属学区変更許可願を提出した志願者については、別記3（32ページ）によるものとする。

エ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告し、さらに2月10日（木）までに、志願者数報告書（様式第26号）により委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、2月10日（木）までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願する者を委員会に報告する。

### 第3 調査書及び教科評定分布表

#### 1 調査書の取扱い

- (1) 調査書中の「各教科の学習の記録」の評定は、学力検査を実施しない音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科を重視する。
- (2) 「各教科の学習の記録」以外の記載事項についても、選抜の資料として活用する。

#### 2 調査書及び教科評定分布表の作成等

「I 一般選抜 第4 調査書及び教科評定分布表 2 調査書及び教科評定分布表の作成等」に準ずる。

## 第4 検 査

#### 1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査を実施する。

また、高等学校長が必要と認める場合は、高等学校ごとに定めるところにより、作文、面接、実技等を実施することができる。（別表2、38・39ページ）。

##### (1) 学力検査

検査は、次により、県内同一問題で行い、検査I、検査IIとともに受検するものとする。

なお、問題の程度は中学校卒業程度とする。

時 限	時 刻	検 査	出題教科（配点）
第1時限	10:00～10:45（45分間）	検査I	国語（40）、社会（40）、英語（20）
第2時限	11:05～11:50（45分間）	検査II	数学（40）、理科（40）、英語（20）

##### (2) 作文

志願してほしい生徒像、出願要件などと関連して、志願者の関心・意欲や能力・適性等をみる作文を課す。

##### (3) 面接

個人面接又は集団面接を行う。

##### (4) 実技等

部活動等に関わる分野について、実技や意見発表等を行う。

#### 2 検査の実施

##### (1) 検査期日

2月15日（火）

なお、各高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

##### (2) 実施会場

志願先高等学校の本校

##### (3) 特別措置

各高等学校長は、学力検査、作文、面接、実技等において、特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月10日（木）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

#### (4) 受検者数の報告

各高等学校長は、検査当日の課程別、学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

#### (5) 結果の処理

ア 各高等学校長は、あらかじめ選抜資料の配点を定める。その際、調査書は別記2(31ページ)の評定値合計に基づき、学力検査は「1 検査の内容(1) 学力検査」の配点に基づき、それぞれの配点の範囲が20%以上となるように定める。

イ 各高等学校長は、検査終了後直ちに、各高等学校で実施した検査の採点を行い、厳正に処理しなければならない。

ウ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月23日(水)までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表(様式第29-1号)、県外からの志願者集計表(様式第30-1号、該当者がいる場合)も併せて提出する。

## 第5 選抜の方法

1 各高等学校長は、調査書、活動記録及び学力検査の成績並びに各高等学校において実施した検査の結果などを資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像、出願要件などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

また、複数の学科がある場合は、学科ごとの合格者数を制限することができる。

2 城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く普通科において、通学区域外の取扱いを受ける者の選抜は、通学区域内の志願者と同等に取り扱うものとする。

なお、通学区域外志願者の合格者数は、第1学区及び第2学区は総募集定員の2%以内、第3学区は高等学校ごとに募集定員の2%以内とする。ただし、競技力向上スポーツ指定校における指定競技による通学区域外からの合格者については、この制限を適用しない。

## 第6 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、2月19日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1, 2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、速やかに課程別、学科別合格者数を委員会に報告し、さらに、2月21日(月)までに、合格者数報告書(様式第27号)により委員会に報告する。

## 第7 その他

1 特色選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。

2 特色選抜の不合格者は、特色選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。

3 出願を取り消すが出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第19号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

4 入学を辞退するが出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第20号)を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

# 学力検査及び面接実施上の留意点

## 1 一般選抜及び特色選抜における学力検査

### (1) 受検者に対する受検上の注意

各高等学校長は、学力検査当日受検者に対し、次の注意を与えるものとする。

ア 受検票及び筆記用具を携行すること。筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。

イ 検査開始前、各高等学校長の指示する時刻に検査場校に集合して検査員から注意を受けること。

ウ 検査終了まで退場してはならない。

エ 検査開始後15分以上遅刻した者は、その時限の検査は受けられない。

オ 答案用紙には、受検番号を算用数字で忘れず記入すること。氏名は書かない。

カ 印刷不鮮明で質問があれば、挙手して検査員の指示に従うこと。問題の内容に立ち入った質問は許されない。

キ 受検中身体に異常をきたしたような場合は、挙手してその旨を告げ、検査員の指示に従うこと。

ク 受検中不正行為のあった者は、直ちに退場を命じられ、その後の検査は受けられない。

### (2) 学力検査の実施に当たっての高等学校長の措置

各高等学校長は、次の事項について適切な措置を講ずるものとする。

ア 検査を実施する教室から、解答に暗示を与えるおそれのあるような掲示物及び標本等を除去すること。

イ 時報は、検査開始時刻、開始後15分、終了前5分及び終了時刻とする。検査時間中は、これ以外の時刻報知は行ってはならない。

ウ 印刷不鮮明等による質問に対しては、正確な問題を提示すること。問題の内容や解答の仕方等に関する質問に答えてはならない。

エ 検査場によって不公平を生じるような特別な注意を与えたり、特別な行動をしてはならない。

オ 検査問題及び正答表は、その教科の検査終了後発表する。

カ 委員会は、このほか検査実施上必要な事項が生じた場合には、各高等学校長に通知する。

(3) 委員会は、このほか、検査上必要な事項が生じた場合には、市町村教育委員会を通じて中学校長に通知するとともに、各高等学校長に通知する。

## 2 一般選抜における面接

### (1) 面接日程等

面接日程等は、志願先高等学校長が出身中学校長を通じ志願者に通知するものとする。

### (2) 面接方法

ア 面接は個人面接、集団面接のいずれかを実施する。（別表2、38・39ページ）

イ 面接担当者は各班3名以上とし、各高等学校長が定める。

ウ 各高等学校長は、面接の公平・公正を期するため、校長を委員長とした面接実施委員会を設け、面接に関する事項を取り扱う。

### (3) 質問事項

次のア～エの各事項に関するこのうちから質問する。

- ア 中学校生活に関すること
- イ 志望の動機
- ウ 高校生活への期待
- エ 将来の希望

### III 第2次募集

#### [日程]

事項	日時
願書受付期間	平成23年3月22日(火)から3月23日(水)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
検査日	平成23年3月25日(金)
選抜結果の通知日	平成23年3月26日(土)

### 第1 募集

#### 1 実施校

特色選抜、連携型選抜又は一般選抜の結果、合格者が募集定員に満たない学科で実施する。

#### 2 募集人員

3月17日(木)に公表する。

#### 3 出願資格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ、特色選抜、連携型選抜又は一般選抜においていずれの高等学校にも合格していない者とする。

- (1) 平成23年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者

### 第2 出願

#### 1 出願の制限

- (1) 2以上の高等学校に出願することはできない。
- (2) 志願先高等学校にある第2次募集を実施する学科を、志望順に記して出願することができる。
- (3) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があって、本県の全日制の課程の高等学校を志願する場合は、別記4(33ページ)により、手続を行わなければならない。ただし、定時制の課程への志願者は、許可を要しない。
- (4) 全日制の課程と定時制の課程の併願はできない。
- (5) 出願後、志願先高等学校又は志望学科を変更することはできない。

#### 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月22日(火)から3月23日(水)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親送で、3月23日(水)午後4時30分までに必着のこと。た

だし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

### 3 出願の手続等

#### (1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

(ア) 入学願書（様式第1-2号）

(イ) 受検票（様式第2-2号）

(ウ) 入学考查料（全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。ただし、市立高等学校の志願者は現金で中学校長に提出する。

(エ) 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

(オ) 芸術科（音楽）実技検査調査票（様式第11-2号、徳島県立名西高等学校芸術科（音楽）を志願する場合のみ）

イ 志願者のうち特別な事情により欠席が多い者は、自己申告書（様式第12号）を提出することができる。なお、自己申告書は、本人及び保護者が記入し、封をした上で中学校長に提出する。

ウ 特別な理由により、公立高等学校に在籍のまま志願する者は、在籍する高等学校長の承認を受け、上記アに示された書類のほか、志願承認書（様式第15号）を中学校長に提出する。

エ 「第1 募集 3 出願資格(3)」による者は、市町村教育委員会から用紙等を受け取り、上記アに示された書類のほか、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先高等学校長に提出する。

#### (2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)ア～ウの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 調査書（様式第4号）

イ 志願者名簿（様式第5-2号）

ウ 教科評定分布表（様式第6号、これまでに当該高等学校に提出していない中学校に限る。）

エ 副申書（様式第13号、調査書の評定の記載ができない志願者について中学校長が作成したもの）

オ 特別措置申請書

作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。

#### (3) 高等学校長による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分までの間、出願書類を受け付ける。

天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の午後4時30分までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-2号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

なお、「第1募集 3.出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに課程別、学科別志願者数を委員会に報告する。

公立高等学校に在籍のままで志願する者から志願承認書を受け付けた高等学校長は、3月28日

(月)までに志願承認書の写しを添えて、在籍のままで志願した者を委員会に報告する。

## 第3 検査

### 1 検査の内容

志願者全員に対して、作文及び面接を実施する。また、学校・学科の特色に応じ、学校指定教科の検査、実技検査を実施することができるものとし、その内容は実施校ごとに定める。(別表2、38・39ページ)

なお、問題の程度は、中学校卒業程度とする。

### 2 検査の実施

#### (1) 検査期日

3月25日(金)

なお、高等学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

#### (2) 実施会場

志願先高等学校の本校及びその校長の指定する分校

#### (3) 特別措置

各高等学校長は、検査において特別な配慮を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を3月24日(木)までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

#### (4) 受検者数の報告

各高等学校長は、受検当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

#### (5) 結果の処理

各高等学校長は、検査終了後、直ちに採点を行い、厳正に処理しなければならない。

## 第4 選抜の方法

各高等学校長は、調査書、各高等学校において実施した検査の結果などを資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、自己申告書や副申書が提出された場合は、これを選抜の資料に加える。

## 第5 選抜結果の通知等

1 各高等学校長は、3月26日(土)、受検者に選抜の結果を様式第25-1, 2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。

2 各高等学校長は、課程別、学科別合格者数を3月25日(金)午後5時までに委員会に報告する。さらに、第2次募集の状況を、志願者受付・受検者名簿により3月28日(月)までに委員会に報告する。

## 第6 その他

- 1 出願を取り消す者が出了場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 2 入学を辞退する者が出了場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

## IV 連携型選抜

### [日程]

事項	日時
願書受付期間	平成23年2月2日(水)から2月4日(金)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
作文及び面接	平成23年2月15日(火)
選抜結果の通知日	平成23年2月19日(土)

## 第1 募集

### 1 実施校

連携型選抜は、連携型中学校から該当する連携型高等学校を志願する場合に実施する。

なお、連携型中学校及び連携型高等学校は次の表のとおりである。

連携型高等学校	連携型中学校
那賀高等学校	鷺敷中学校、相生中学校、上那賀中学校、木頭中学校
阿波西高等学校	市場中学校、阿波中学校

### 2 募集人員

募集定員の範囲内とし、別に定める。

### 3 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の(1)から(4)をすべて満たし、連携型中学校長（以下「中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成23年3月に連携型中学校を卒業見込の者
- (2) 当該学校・学科を志願する動機及び理由が明白かつ適切であること。
- (3) 当該学校・学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (4) 中学校生活全般にわたり積極的な取り組みを行い、入学後も学校生活を意欲的におくる意志のこと。

## 第2 出願

### 1 出願の制限

志願者は、特色選抜と併願することはできない。

### 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、2月2日(水)から2月4日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、2月4日（金）正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

### 3 出願の手続等

#### (1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

ア 入学願書（様式第1-1号）

イ 受検票（様式第2-1号）

ウ 入学考查料（2,200円）

入学願書の所定の欄に、徳島県収入証紙をはること。

エ 選抜結果通知用封筒（様式第3号）

封筒の所定の位置に380円切手（料金改定があった場合は、改定後の料金の切手）をはること。

オ 志望理由書（様式第10号（連携用））

#### (2) 中学校長による手続

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

ア 志願者名簿（様式第5-1号）

イ 連携型中高一貫教育に係る副申書（様式第22号）

ウ 特別措置申請書

作文、面接などにおいて特別措置を必要とする志願者については、特別措置申請書（様式第14-1号）を提出する。

#### (3) 連携型高等学校長（以下「高等学校長」という。）による措置

ア 各高等学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

イ 各高等学校長は、受付に当たっては、志願者受付・受検者名簿（様式第23-1号）を作成する。

また、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を経由して志願者に交付する。

ウ 各高等学校長は、入学願書受付締切後、速やかに志願者数を委員会に報告し、さらに2月10日（木）までに、志願者数報告書（様式第26号）により委員会に報告する。

## 第3 作文及び面接

### 1 対象者

志願者全員

### 2 検査期日

2月15日（火）

### 3 実施会場

志願先高等学校

### 4 作文及び面接の実施方法等

作文及び面接は、志願先高等学校長の定めるところにより実施する。

なお、実施方法等については志願先高等学校長が中学校長に通知する。

### 5 特別措置

各高等学校長は、作文、面接などにおいて、特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとり、適切な措置を決め、その結果を2月10日（木）までに中学校長及び委員会に報告する。その際、委員会には特別措置申請書の写しを併せて提出する。

### 6 受検者数の報告

各高等学校長は、受検日当日の受検者数を速やかに委員会に報告する。

### 7 結果の処理

ア 各高等学校長は、作文及び面接終了後直ちに採点を行い、その処理の厳正をはからなければならぬ。

イ 各高等学校長は、志願者受付・受検者名簿に検査の成績を記入し、その写しを3月23日（水）までに委員会に提出する。その際、受検者数集計表（様式第29-1号）も併せて提出する。

## 第4 選抜の方法

各高等学校長は、志望理由書の審査、作文及び面接の結果などを資料として、学校の特色、志願してほしい生徒像などに基づき、当該高等学校・学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

## 第5 選抜結果の通知等

- 各高等学校長は、2月19日（土）、受検者に選抜の結果を様式第25-1, 2号により簡易書留郵便によって通知するとともに、志願者名簿により受検者の出身中学校長に通知する。
- 各高等学校長は、速やかに合格者数を委員会に報告し、さらに、2月21日（月）までに、合格者数報告書（様式第27号）により委員会に報告する。

## 第6 その他

- 連携型選抜の合格者は、一般選抜及び第2次募集に出願することはできない。
- 連携型選抜の不合格者は、連携型選抜で受検した高等学校も含めて、改めて一般選抜に出願することができる。
- 連携型中学校を除く中学校からの志願者は、連携型選抜によらない入学者選抜で、連携型高等学校を受検することができる。
- 出願を取り消す者が出了場合は、中学校長は、速やかに出願取消届（様式第19号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。
- 入学を辞退する者が出了場合は、中学校長は、速やかに入学辞退届（様式第20号）を当該志願者の志願先高等学校長に提出しなければならない。

## V そ の 他

1. 高等学校ごとに、学校の特色及び学科ごとの志願してほしい生徒像を、別に示す。
2. 各高等学校の募集定員は、別に定める。
3. 海外帰国生徒等の選抜については、委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。
4. 一般選抜及び特色選抜の学力検査の出題範囲に関しては、新学習指導要領（平成20年3月告示）への移行措置によって中学校で学習する内容を含むものとする。
5. 入学者選抜に係る個人情報の開示は、別記6（36ページ）によるものとする。
6. この要項に定めるもののほか、入学者選抜に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、徳島県教育委員会教育長が定める。

## 《通信制の課程》

### [日程]

事項	日時
願書請求期間	平成23年2月2日(水)から3月18日(金)まで 請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。 ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。
願書受付期間	[転入生、編入生] 平成23年2月21日(月)、2月23日(水)、2月24日(木) [新入生 一次] 平成23年3月7日(月)、3月9日(水)、3月10日(木) [新入生 二次] 平成23年3月16日(水)、3月17日(木)、3月18日(金) 受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。
審査日	[転入生、編入生] 平成23年3月6日(日) [新入生 一次] 平成23年3月13日(日) [新入生 二次] 平成23年3月23日(水)

## 第1 募集

### 1 実施校

徳島中央高等学校（以下「実施校」という。）  
(〒770-0006 徳島市北矢三町1丁目3番8号 電話(088)631-1332)

### 2 募集する学科と出願資格

#### (1) 普通科

出願資格者は、次のアからウのいずれかに該当する者とする。

ア 平成23年3月に中学校を卒業見込又は修了見込の者

イ 中学校卒業者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

ただし、実施校の校長は、上記アからウに該当しない者で、相当の年齢に達し、かつ、相当の学力があると認められた者は、特科生として入学させることができる。

#### (2) 衛生看護科

出願資格者は、徳島県立看護学院准看護学科に入学した者又は徳島県立総合看護学校准看護学科に入学見込の者で、高等学校通信教育を希望する者とする。

## 第2 出願

### 1 入学願書等の請求及び請求期間

志願者は、入学願書等を実施校に請求する。

請求期間は、2月2日(水)から3月18日(金)までとする。なお、請求受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び火曜日は除く。

## 2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

転入生及び編入生については、平成23年2月21日（月）、2月23日（水）、2月24日（木）

新入生の一次受付期間は、平成23年3月7日（月）、3月9日（水）、3月10日（木）

新入生の二次受付期間は、平成23年3月16日（水）、3月17日（木）、3月18日（金）

なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の午後4時30分までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

転入学及び編入学を希望する生徒で特別な事情のある者については、〔新入生 二次〕の日程において、願書受付及び審査を実施する場合もある。

## 3 出願の手続

志願者は、次の書類等を、実施校の校長に提出する。

### (1) 普通科

ア 入学願書（様式第31号）

イ 出身中学校又は最終出身学校の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は修了証明書若しくは修了見込証明書

ウ 志願者の写真3枚（縦4cm×横3cm、正面半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー・白黒いずれも可、裏に氏名を明記）

エ 住民票の写し

※ ただし、特科生については、上記イは不要とし、志願者の写真の提出枚数は2枚とする。

### (2) 衛生看護科

准看護学科合格後、「(1) 普通科」と同じ書類を提出する。

## 第3 選抜の方法

実施校の校長は、書類審査、作文及び面接を実施して入学を許可する。ただし、特科生については書類審査のみとする。

## 第4 その他の

- 1 新入生については、徳島県公立高等学校の全日制課程又は定時制課程との併願を認める。
- 2 詳細については、実施校へ問い合わせること。

# 別記・別表

## 調査書及び教科評定分布表の作成

調査書及び教科評定分布表の作成に当たっては、各中学校において、調査書作成委員会を組織し、次に示す調査書、教科評定分布表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

### 調査書作成上の注意

- 1 保護者の欄は、指導要録に基づいて記入する。ただし、20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。
- 2 出欠の記録の欄の在学者の第3学年分については、平成22年12月31日現在とする。なお、欠席日数の著しく多い者については、備考にその理由を記入する。
- 3 「行動の記録」
  - (1) 行動の状況の欄には、指導要録の記入方法に準じて第3学年のものを記入する。
  - (2) 所見の欄には、趣味、特技等を必要に応じて記入する。
- 4 「観点別学習状況」
  - (1) 評価の欄には、指導要録の評価方法によって第3学年のものを記入する。
  - (2) 記入に当たっては、「A」、「C」の評価についてそれぞれA、Cと記入し、「B」の評価については空欄とし、評価の記載ができない場合は、斜線を引く。なお、選択教科の欄については、すべての教科名及び観点を記入すること。
- 5 「各教科の学習の記録」
  - (1) 各学年の評定は、指導要録の評価方法に準じて行い、5段階評価の評定を記入する。
  - (2) 過年度卒業者については、すべて指導要録に基づいて記入し、各学年の評定を5段階評定で記入する。
  - (3) 評定の記載ができない教科の評定欄には斜線を引く。
  - (4) ※印の欄は、記入しない。
  - (5) 評定の記載がされていない者が高等学校を志願する場合は、中学校長は副申書（様式第13号）を提出しなければならない。
- 6 「総合的な学習の時間の記録」
  - (1) 第3学年の活動を中心に指導要録の記入方法に準じて記入する。
  - (2) 学習活動の欄には、主要な学習活動を記入する。
  - (3) 観点の欄には、主要な観点を1又は2記入する。
  - (4) 評価の欄には、(3)で記入した観点についての評価を記入する。
- 7 「特別活動の記録」
  - (1) 特別活動を「学級活動・生徒会活動・学校行事」とし、各内容・学年の欄には、指導要録の記入方法に準じて記入し、十分満足できる状況にあると判断される場合には、○印を記入する。
  - (2) 事実及び所見の欄は、特別活動及び部活動における生徒の活動状況について、必要に応じて記入する。
- 8 「特記事項の欄」  
芸術・文化、体育・スポーツ、ボランティア、人権などの諸活動において顕著な実績があれば、必要に応じて記入する。

### 教科評定分布表作成上の注意

- 1 分布表は、第3学年全員の評定について作成し、提出するものとする。ただし、県外からの志願者及び過年度卒業者については、分布表の提出は不要である。
- 2 高等学校及び委員会へ提出する分布表は、すべて同一でなければならない。
- 3 分布表の用紙は、様式第6号によって各中学校において作成したものを使い、その大きさはA4判とする。

## 相 関 表 の 作 成

一般選抜において、各高等学校長は調査書の「各教科の学習の記録」の評定から算出した調査書の評定値合計と学力検査の得点合計の相関表を用いて合格者の選考に当たるものとする。

なお、相関表の作成に当たっては、次に示す調査書の評定値合計の算出方法及び相関表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

### 調査書の評定値合計の算出方法（高等学校）

調査書の評定値合計は、次により算出する。

- 1 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の4教科については、第1学年から第3学年までの評定値合計を2倍する。
- 2 国語、社会、数学、理科及び英語については、第1学年から第3学年までの評定値合計とする。
- 3 調査書の評定値合計は、上記1及び2を合計して195点満点とする。

### 相 関 表 作 成 上 の 注意（高等学校）

- 1 学科ごとの受検者（調査書の評定の記載ができていない者と定時制課程特例措置適用申請書提出者は除く。）を調査書の評定値合計並びに学力検査の得点合計により10段階に区分する。この場合、各段階の人数は、次の表に示す配分率によるものとし、各段階の表示は、評定値合計又は得点合計の高いものから順に、10, 9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1とする。

10段階法による人数配分表

段階	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
配分率%	2	5	9	15	19	19	15	9	5	2

配分人数の算定に当たっては、原則として、段階ごとに小数第1位を四捨五入し、その結果の総数と、受検者数との間に差を生じる場合は、5, 6の段階で調整するものとする。

- 2 調査書の評定値合計の段階を横軸に、学力検査の得点合計の段階を縦軸にとって、様式第24号により相関表を作成する。

### 別記3

## 所属学区を変更する者の手続

県内の中学校在学者又は卒業者のうち、特別な理由により学区内志願者扱いを希望する者は、次により手続を行わなければならない。

### 1 手続期間・提出先

入学願書等の受付期間に、中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

### 2 提出書類

次の書類を中学校長を経由して提出すること。

- (1) 所属学区変更許可願（様式第7号）
- (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し
- (3) 特別な理由を証明する書類（区域外就学承認書、住居に関する証明書、一家転住を証明する書類等）

### 3 高等学校長による措置

高等学校長は、「所属学区変更許可願」について公正で適正な審査を行い、その理由がやむを得ないものであると認めた場合は、この志願者を学区内志願者として扱うものとする。

審査の結果、不当と認められる志願者について、高等学校長は中学校長を通じ学区内外の変更手続をとらせる。なお、特色選抜では2月10日（木）までに、一般選抜では3月7日（月）までにこの措置をとるものとする。また、学区内外の変更手続をとらせた場合には、委員会へ速やかに報告する。

### 4 所属学区変更許可願を必要とする場合

内 容	提 出 書 類
県内における転居の場合（転勤や新築等のために4月からは学区内に転居することが確実となる場合） 1 保護者の転勤等による転居の場合	1 保護者の転勤等による場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 ア 社宅に転居…社宅入居（予定）証明書 イ 借家に転居…家屋賃貸契約書の写し ウ 実家に転居…家屋登記簿の写し（登記者と保護者が異なる場合は、その間柄を証明する書類も必要とする。） (4) 転勤辞令の写し又は転勤内示証明書等（転勤以外の理由で転居する場合は必要としない。）
2 保護者が自宅を新築又は購入して転居する場合	2 自宅を新築又は購入した場合 (1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 保護者の住所の移転を証明する書類 建築確認通知書の写し又は家屋登記簿の写し等
保護者の住所は学区外にあり、志願者の住所は学区内にある場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者及び志願者が学区内で同居する祖父母等が記載されたもの）の写し
保護者・志願者の住所は学区内にあるが、学区外の中学校へ通学している場合	(1) 所属学区変更許可願 (2) 住民票（父及び母＜又は後見人＞と志願者が記載されたもの）の写し (3) 区域外就学承認書の写し
【備 考】 上記は、一般的な事例であり、判断が困難な場合は、下記まで問い合わせてください。 徳島県教育委員会 学校政策課 政策企画・キャリア教育担当 (TEL 088-621-3120)	

### 5 その他

県外からの志願者は、所属学区変更許可願を必要としない。

## 県外から志願する者の手続

県外から公立高等学校の全日制の課程を志願する者は、中学校長を経由して、県外志願特例措置願（様式第8-1号参照）を、県立高等学校を志願する場合は徳島県教育委員会へ、徳島市立高等学校を志願する場合は徳島市教育委員会へ、鳴門市立鳴門工業高等学校を志願する場合は鳴門市教育委員会にそれぞれ提出し、承認を受けなければならない。その手続等については、次によるものとする。

### 1 手続方法

#### (1) 手続期間

ア 特色選抜 平成22年12月20日（月）～平成23年1月12日（水）

イ 一般選抜 平成23年1月21日（金）～平成23年2月4日（金）

ウ 第2次募集 平成23年2月21日（月）～平成23年3月7日（月）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

#### (2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒〔長形3号23.5cm×12cm〕に宛先（中学校長宛）を記入し、380円切手〔簡易書留とする。料金改定があった場合は、改定後の料金の切手〕をはること。）

ウ 県立高等学校の場合、その他添付書類については、次の(3)エのとおりである。（市立高等学校の場合は、それぞれの市教育委員会へ問い合わせること。）

#### (3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等（徳島県教育委員会の定める様式第8-1号の場合）

ア 「入学希望学校及び学科」欄の「第1希望」、「第2希望」欄について

志願者は、2校以上の高等学校に願書を提出することはできないが、志望の変更等に備えて、「第2希望」欄に「第1希望」欄と異なる学校・学科を記入することは差し支えない。

イ 「理由」欄にはできるだけ具体的にその理由を記入すること。

ウ 連絡先の電話番号を欄の下段に明記すること。（市外局番も必ず記入すること。）

エ 県外志願特例措置願の添付書類

	特例事情の内容	県外志願特例措置願の添付書類
1	保護者と徳島県内に転住を予定している場合	(1) 父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し (2) 転勤の内示等の写し (3) (1)又は(2)の書類で、徳島県内の住所が確定できない場合は、中学校長の副申書等
2	四国他県の中学校からの志願者で、徳島県外の自宅から通学を予定している場合	父及び母（又は後見人）と志願者が記載された住民票の写し
3	前記1・2以外で特別の事情があると教育長が認めた場合	前記1・2の必要書類の例に準じて、客観的に事情を証明する書類

#### (4) 提出先・問い合わせ先

##### ア 徳島県立高等学校の場合

〒770-8570  
徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会 学校政策課 政策企画・キャリア教育担当 TEL 088-621-3120

##### イ 徳島市立高等学校の場合

〒770-8571  
徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市教育委員会 学校教育課 TEL 088-621-5411

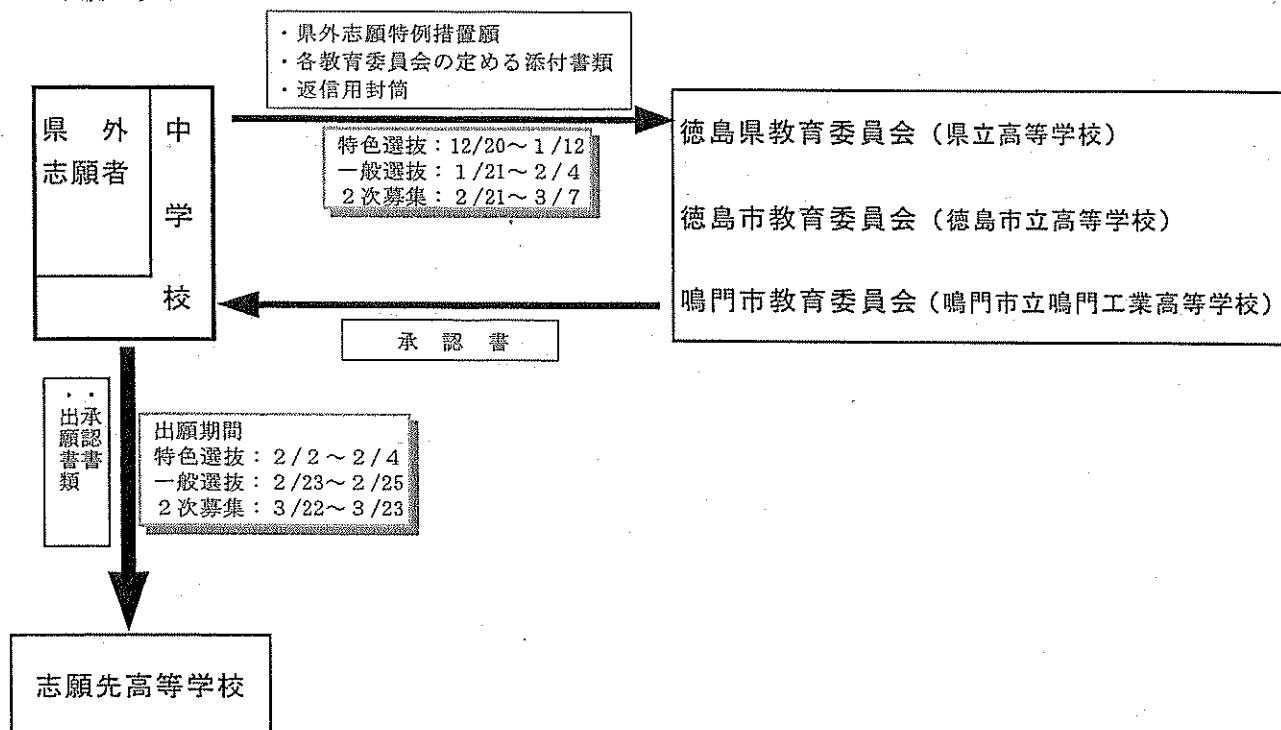
##### ウ 鳴門市立鳴門工業高等学校の場合

〒772-0011  
鳴門市撫養町大桑島字辻岩浜8-2  
鳴門市教育委員会 学校教育課 TEL 088-686-8802

## 2 各高等学校への出願について

承認された県外志願者は、県教育委員会又は市教育委員会からの承認書（様式第8-2号参照）を他の出願書類に添付して、中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、一般選抜及び第2次募集については、特色選抜又は一般選抜で当該教育委員会から既に承認を受けている志願者は、県外志願特例措置願の提出は不要である。その場合、特色選抜又は一般選抜志願校より、承認書の写しの交付を受け、承認書の写しを他の出願書類に添付して志願先高等学校長に提出するものとする。

## 3 手続の流れ



## 一般選抜実技検査実施校及び検査内容

### 1. 実技検査実施校

学 校 名	学 科 名
徳島県立名西高等学校	芸術科（音楽）、芸術科（美術）、芸術科（書道）

### 2. 名西高等学校芸術科一般選抜実技検査内容等

- (1) 検査日時 平成23年3月9日（水）午前9時から正午まで
- (2) 検査場 徳島県立名西高等学校
- (3) 内容 中学校学習指導要領に示されている音楽、美術、国語（書写）の内容のうち、次の事項について検査を行う。
- ア 芸術科（音楽）を志望する者
- 〔共通課題〕
- (ア) 楽典 中学校教科書程度（実音テスト含む）。（40分）
  - (イ) 視唱 コールユーブンゲン1巻 No.31(a)を階名で歌う。
- 〔選択課題〕 (ア), (イ), (ウ), (エ)のうちから一つを選択する。
- (ア) 声楽 任意の独唱曲1曲を検査担当員の伴奏により歌う。
  - (イ) ピアノ 任意の独奏曲1曲を演奏する。
  - (ウ) 弦楽器・管楽器等 任意の独奏曲1曲を演奏する。ただし、電子楽器は除く。
  - (エ) 和楽器 任意の独奏曲1曲を演奏する。  
ただし、楽器は箏・三味線（長唄三味線）とする。
- イ 芸術科（美術）を志望する者
- (ア) 着彩画 水彩画を描く。（180分）
- ウ 芸術科（書道）を志望する者
- (ア) 楷書（四字） 漢字（四字）を楷書で書く。（50分）
  - (イ) 行書と平仮名 行書と平仮名合わせて五字を書く。漢字は行書で書く。（50分）
- (4) 持参物
- ア 受検票及び筆記用具（鉛筆、消しゴム、鉛筆削り）を持参すること。
  - イ 芸術科（音楽）を志望する者で、選択課題の弦楽器・管楽器等あるいは和楽器を選択する者については、各自が楽器を持参すること。ただし、箏は検査場で準備するので持参しなくてよい。
  - ウ 芸術科（美術）を志望する者は、用具・用材を検査場で準備するので持参しなくてよい。
  - エ 芸術科（書道）を志望する者は、毛筆書写の用具・用材を持参すること。ただし、下敷きと半紙は準備するので持参しなくてよい。
- (5) 注意事項
- ア 芸術科を第2志望としている者も、この実技検査を受けなければならない。
  - イ 芸術科（音楽）を志望する者は、出願の手続として、芸術科（音楽）実技検査調査票（様式第11-2号）に楽譜を添えて提出すること。
  - ウ 実技検査当日、急病、交通事故、天災、その他やむを得ない理由で欠席して追検査を受けようとする者は、3月9日（水）中に追検査願を徳島県立名西高等学校長に提出し、3月10日（木）に行われる追検査を受検することができる。
  - エ 実技検査当日の日程等の詳細については、徳島県立名西高等学校長より中学校長を通じて志願者に通知する。
- (6) その他
- 第2次募集において、名西高等学校芸術科を志願する者は、3月25日（金）に実施する実技検査を受けなければならない。なお、内容については、一般選抜実技検査に準じる。

## 入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

### 1 開示の内容

- (1) 特色選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」、「活動記録の得点」、「作文の得点」、「面接の得点」及び「実技等の得点」
- (2) 一般選抜における受検者本人の「調査書の評定値合計」、「学力検査の教科別得点」

### 2 受付期間・受付時間

- (1) 「調査書の評定値合計」以外については、次の期間とする。

#### ア 特色選抜

2月21日（月）から3月22日（火）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月8日（火）及び3月9日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 一般選抜

3月16日（水）から4月15日（金）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

- (2) 「調査書の評定値合計」については、3月28日（月）から4月27日（水）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

### 3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した県立高等学校で行うものとする。

### 4 その他

市立高等学校の入学者選抜に係る情報の開示については、当該市の規定による。

**平成23年度公立高等学校入学者選抜に係る  
競技力向上スポーツ指定校及び指定競技一覧**

- 1 競技力向上スポーツ指定校事業において、指定された学校及びその指定競技です。
- 2 各指定校は、指定競技について、特色選抜で募集します。

指 定 校	男子指定競技	女子指定競技
城 東 高 等 学 校	バスケットボール	バドミントン
城 南 高 等 学 校	テニス	バレー ボール
城 北 高 等 学 校		バスケットボール
城 ノ 内 高 等 学 校		弓道
徳 島 北 高 等 学 校		柔道
徳 島 市 立 高 等 学 校	ハンドボール	
徳 島 科 学 技 術 高 等 学 校	ソフトテニス, ソフトボール	
徳 島 商 業 高 等 学 校		卓球
勝 浦 高 等 学 校	ライフル射撃	ライフル射撃
富 岡 東 高 等 学 校		バスケットボール, 劍道
富 岡 西 高 等 学 校		新体操
阿 南 工 業 高 等 学 校	ホッケー, バレー ボール	
海 部 高 等 学 校	バスケットボール	
鳴 門 高 等 学 校	陸上競技	陸上競技
鳴 門 第 一 高 等 学 校	柔道	
鳴門市立鳴門工業高等学校	硬式野球	
阿 波 高 等 学 校	柔道	
穴 吹 高 等 学 校	レスリング	
脇 町 高 等 学 校		ソフトテニス
美 馬 商 業 高 等 学 校	陸上競技	陸上競技
貞 光 工 業 高 等 学 校	ラグビーフットボール	
辻 高 等 学 校		ソフトボール
池 田 高 等 学 校	レスリング	弓道

別表2

## 特色選抜、一般選抜及び第2次募集の選抜資料

各高等学校の選抜資料等に○印を付けています。

### 1 特色選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、活動記録、作文、面接及び実技等です。
- (2) 作文、面接、実技等の実施の有無は各高等学校が定めます。
- (3) 実技等において「実技等調査票」様式第11-1号を提出する場合は調査票欄に○印を付けています。

### 2 一般選抜

- (1) 選抜資料は、調査書、学力検査、面接及び実技検査です。
- (2) 面接方法（個人面接又は集団面接）及び実技検査の実施の有無は、各高等学校が定めます。

### 3 第2次募集

- (1) 選抜資料は、調査書、作文、面接、学校指定教科の検査及び実技検査です。
- (2) 学校指定教科の検査及び実技検査の実施の有無及び実施内容は、各高等学校が定めます。

#### 【全日制の課程】

学校名	特色選抜							一般選抜					第2次募集							
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	集団面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	学校指定教科の検査		面接	実技検査	
							実施	調査票								口頭試問	筆記検査			
城 東	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○		○	○	数英		○		
城 南	○	○	○				○	○	○	○	○		○		○	○			○	
城 北	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○		数英		○	
城 ノ 内	○	○	○		○				○	○	○			○	○	数英			○	
徳 島 北	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英			○	
徳島市立	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○		数英		○	
城 西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○				○	
城西神山									○	○	○			○	○				○	
徳島科学技術	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○				○	
徳島商業	○	○	○				○		○	○	○			○	○				○	
小 松 島	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英			○	
小松島西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○				○	
勝 浦	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○				○	
富岡東	○	○	○		○				○	○	○			○	○	数英			○	
富岡東羽ノ浦									○	○		○		○	○				○	
富岡西	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○	数英			○	
阿南工業	○	○	○		○				○	○	○			○	○				○	
新 野	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○				○	
那 賀	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○				○	
海 部	○	○	○		○		○		○	○	○			○	○	数英			○	

学校名	特色選抜							一般選抜				第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	学校指定教科の検査		面接	実技検査
						実施	調査票								口頭試問	筆記検査		
鳴門	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○		○	
鳴門第一	○	○	○		○			○	○	○				○	○		○	
鳴門工業	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○		○	
板野	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	数英	○	
名西	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○		○	○
鳴島商業	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○		○	
川島	○	○	○		○			○	○	○				○	○	数英	○	
阿波	○	○	○		○		○	○	○	○	○			○	○		○	
阿波農業	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	国数	○	
阿波西	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	国数	○	
穴吹	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	数英		○
脇町	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○	数英		○
美馬商業	○	○	○	○	○			○	○	○				○	○		○	
貞光工業	○	○	○		○		○	○	○	○		○		○	○	数	○	
辻	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	数英		○
池田	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	数英		○
三好	○	○	○		○		○	○	○	○				○	○	国数英	○	

【定時制の課程】

学校名	特色選抜							一般選抜				第2次募集						
	調査書	学力検査	活動記録	作文	個人面接	実技等		調査書	学力検査	個人面接	集団面接	実技検査	調査書	作文	学校指定教科の検査		面接	実技検査
						実施	調査票								口頭試問	筆記検査		
徳島科学技術								○	○	○				○	○		○	
徳島中央								○	○	○				○	○		○	
富岡東								○	○	○				○	○		○	
鳴門								○	○	○				○	○		○	
名西								○	○	○				○	○		○	
池田								○	○	○				○	○		○	



# 書類様式

# 様式一覧

備考欄に留意して作成すること。なお、「入学願書」、「受検票」の用紙及び「選抜結果通知用封筒」については、委員会が配付するものを使用すること。

様式番号	書類名	特色	連携	一般	2次	備考
1-1	入学願書（特色・連携）	◎	◎			住所は、住民票に基づき記入し、指導要録の記載と一致させる。
1-2	入学願書（一般・2次）			◎	◎	
2-1	受検票（特色・連携）	◎	◎			高校控は各高等学校が切り離し保存する。
2-2	受検票（一般・2次）			◎	◎	
3	選抜結果通知用封筒	◎	◎	◎	◎	
4	調査書	◎		◎	◎	別記1参照
5-1	志願者名簿（特色・連携）	◎	◎			選抜の種類、学区別（普通科の場合）に作成する。
5-2	志願者名簿（一般・2次）			◎	◎	学区別（一般における普通科の場合）に作成する。
6	教科評定分布表	◎		◎	△	特色選抜で提出済みでも、一般選抜で再度提出する。
7	所属学区変更許可願	△		△		別記3参照
8-1	県外志願特例措置願	△		△	△	別記4参照
8-2	徳島県立高等学校入学志願承認書	△		△	△	別記4参照
9	活動記録	◎				
10	志望理由書（連携）		◎			
11-1	実技等調査票	△				
11-2	芸術科（音楽）実技検査調査票			△	△	名西高等学校芸術科（音楽）志願者のみ提出する。
12	自己申告書	△		△	△	特別の事情により欠席が多い者が提出できる。
13	副申書	△		△	△	
14-1	特別措置申請書	△	△	△	△	
14-2	英語リスニングテスト特別措置申請書			△		
15	志願承認書	△		△	△	
16	志願変更願			△		
17	志願変更書類受領書			△		
18	追検査・追面接願			△		
19	出願取消届	△	△	△	△	速やかに提出する。
20	入学辞退届	△	△	△	△	速やかに提出する。
21	定時制課程特例措置適用申請書			△		
22	連携型中高一貫教育に係る副申書	◎				
23-1	志願者受付・受検者名簿（特色・連携）	◎	◎			選抜の種類、学区別（普通科の場合）に作成する。
23-2	志願者受付・受検者名簿（一般・2次）			◎	◎	学区別（一般における普通科の場合）に作成する。
24	相関表			◎		別記2参照
25-1	徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について	◎	◎	◎	◎	
26	志願者数報告書（特色・連携）	◎	◎			
27	合格者数報告書（特色・連携）	◎	◎			
28	志願者数報告書（一般）			◎		最終志願者数の報告もこの様式を使用する。
29-1	受検者数集計表（特色・連携）	◎	◎			
29-2	受検者数集計表（一般）			◎		
30-1	県外からの志願者集計表	△				該当者のいる場合にのみ提出する。
30-2				△		
31	通信制入学願書					

注意 表中の◎は必須書類。△は該当者・該当校のみ必要な書類。

(表)



## 入 学 願 書

(特色選抜・連携型選抜)

貴校 全日制  
定時制 の課程に入学したいのでお願いします。

志望する学科は次のとおりです。

平成 年 月 日

志望 学科 順位	1	科・類	2	科・類
	3	科・類	4	科・類
	5	科・類	6	科・類

		特 色 選 抜 の 分 野 名
選抜の種類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ( )</li> <li>・文化活動( )</li> <li>・その他( )</li> <li>・指定競技( )</li> </ul>

志	ふりがな 氏名		性 別	生年 月日	昭和 平成	年 月 日	
願	現住所						
者	出身中学校						
保	氏名						印
護	現住所						
城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別					学区内・学区外		

高等学校長 殿

注意 裏面の記入上の留意事項を参照の上、記入すること。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

全日制 2,200円  
定時制 950円

## 記入上の留意事項

- 1 上部の丸の欄には、特色選抜は「特」、連携型選抜は「連」と記入すること。
- 2 全日制・定時制は、いずれか一方を○で囲むこと。
- 3 「志望学科順位」の欄には、学科（公立高等学校生徒募集選抜要項86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。）名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。  
特色選抜においては、志願先高等学校にある特色選抜を実施する学科を、志望順に記入することができる。
- 4 「選抜の種類」の欄には、特色選抜の場合は、競技力向上スポーツ指定校の指定競技以外については「特色」、指定競技については「指定」と記入し、連携型選抜の場合は「連携」と記入すること。  
また、「特色選抜の分野名」の欄は、「スポーツ」、「文化活動」、「その他」、「指定競技」のいずれかを○で囲み、「スポーツ」、「文化活動」、「その他」については（　）内に「男子野球」、「女子バスケットボール」、「吹奏楽」、「生徒会活動」等の具体的な活動内容を記入し、「指定競技」については（　）内に「男子バスケットボール」、「女子陸上競技」等の指定競技名を記入すること。
- 5 「性別」の欄に男女の別を記入すること。
- 6 「生年月日」の欄の昭和、平成は、いずれか一方を○で囲むこと。
- 7 「保護者の現住所」の欄については、志願者の現住所と同一の場合、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 8 あて先は志願先高等学校長とする。
- 9 入学考查料については、県立高等学校に出願する者は、徳島県収入証紙により本用紙右上の所定欄にはりつけること。ただし、その際証紙に消印をしないこと。また、市立高等学校に出願する者は、現金で中学校長に提出すること。
- 10 「城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別」の欄は、保護者の現住所により、学区内・学区外のいずれか一方を○で囲むこと。ただし、選抜の種類が「指定」の場合は記入を要しない。
- 11 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。ただし、志願者欄の氏名の後に印を押すこと。

(表)

## 入 学 願 書

(一般選抜・第2次募集)

貴校 全日制  
定時制 の課程に入学したいのでお願いします。

志望する学科は次のとおりです。

平成 年 月 日

志望 学科 順位	1	科・類	2	科・類
	3	科・類	4	科・類
	5	科・類	6	科・類

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

入学検査料  
徳島県収入証紙  
をこの欄にはる。

全日制 2,200円  
定時制 950円

志 願 者	氏名	性別	生年 月日	昭和 平成	年 月 日
	現住所				
保 護 者	出身中学校				
氏名					印
現住所					
城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別			学区内・学区外		

志願変更承認印

高等学校長 殿

高等専門学校への出願の有無		有	無
高専名	第1志望	第2志望	科
高等専門学校			科

注意 裏面の記入上の留意事項を参照の上、記入すること。

(裏)

記入上の留意事項

- 1 全日制・定時制は、いずれか一方を○で囲むこと。
- 2 「志望学科順位」の欄には、学科（公立高等学校生徒募集選抜要項86・87ページの公立高等学校一覧に掲げる小学科・類をいう。「小学科・類」の欄が空欄の場合は大学科をいう。）名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。  
志願先高等学校にある一般選抜又は第2次募集を実施する学科を、志望順に記入することができる。
- 3 「性別」の欄に男女の別を記入すること。
- 4 「生年月日」の欄の昭和、平成は、いずれか一方を○で囲むこと。
- 5 「保護者の現住所」の欄については、志願者の現住所と同一の場合、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 6 あて先は志願先高等学校長とする。
- 7 入学考査料については、県立高等学校に出願する者は、徳島県収入証紙により本用紙右上の所定欄には、りつけること。ただし、その際証紙に消印をしないこと。また、市立高等学校に出願する者は、現金で中学校長に提出すること。
- 8 「城ノ内・富岡東・川島高等学校以外の普通科を志願する場合の学区の別」の欄は、保護者の現住所により、学区内・学区外のいずれか一方を○で囲むこと。ただし、第2次募集においては、記入を要しない。
- 9 破線で囲んだ「志願変更承認印」の欄は、記入しないこと。
- 10 高等専門学校への出願の有・無については、いずれか一方を○で囲み、出願した者は出願した高等専門学校名及び出願学科を第2志望まで記入すること。ただし、第2次募集においては、記入を要しない。
- 11 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。ただし、志願者欄の氏名の後に印を押すこと。

平成23年度公立高等学校入学者選抜受検票(特色・連携)				<p>写真 (縦4cm×横3cm) 正面 上半身脱帽 出願前6か月以内 に撮影したもの。 カラー、白黒いずれも可 裏に氏名を明記する。</p>
受 檢 番 号	※	ありがな 氏 名		
志 望 校 名	高等学校		選抜の 種類	
志 望 学 科	第 1 志 望	第 2 志 望		
	科・類	科・類		
出 身 中 学 校			中学校	卒 業 卒業見込み

契

印

切り取らないこと。

平成23年度公立高等学校入学者選抜受検票(特色・連携 高校控)				
受 檢 番 号	※	ありがな 氏 名		
志 望 学 科	第 1 志 望	第 2 志 望	選抜の 種類	
	科・類	科・類		
出 身 中 学 校			中学校	卒 業 卒業見込み

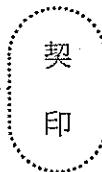
(裏)

- この受検票は、検査の当日持参し、受検中は机上におくこと。
- 検査場へは、筆記用具（鉛筆類、定規、コンパス、消ゴム、鉛筆削り、筆入れ及び下敷き）以外のものを持ち込んではいけない。  
筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。  
なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
- 実技等での持参物等については、各高等学校の生徒募集案内に従うこと。
- 受検中は、すべて検査員の指示に従うこと。

## 注 意

- 1 上部の丸の欄には、特色選抜は「特」、連携型選抜は「連」と記入すること。
- 2 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。
- 3 「選抜の種類」の欄には、特色選抜の場合は、競技力向上スポーツ指定校の指定競技以外については「特色」、指定競技については「指定」と記入し、連携型選抜の場合は「連携」と記入すること。
- 4 「出身中学校」の欄の卒業、卒業見込みは、いずれか一方を○で囲むこと。
- 5 志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面 上半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー、白黒いずれも可、裏に氏名を明記すること。）を、所定の位置にはること。
- 6 「高校控」にも同様に記入すること。
- 7 ※の欄は記入しないこと。

平成23年度公立高等学校入学者選抜受検票(一般・2次)			
受 檢 番 号	※	ふりがな 氏 名	
志 望 校 名	高等 学 校		
志 望 学 科	第 1 志 望	第 2 志 望	
	科・類		科・類
出 身 中 学 校	中学校 卒 業 卒業見込み		



切り取らないこと。

平成23年度公立高等学校入学者選抜受検票(一般・2次 高校控)			
受 檢 番 号	※	ふりがな 氏 名	
志 望 学 科	第 1 志 望	第 2 志 望	
	科・類		科・類
出 身 中 学 校	中学校 卒 業 卒業見込み		

(裏)

- この受検票は、学力検査及び面接の当日持参し、受検中は机上におくこと。
- 検査場へは、筆記用具（鉛筆類、定規、コンパス、消ゴム、鉛筆削り、筆入れ及び下敷き）以外のものを持ち込んではいけない。  
筆記用具は、公式又は法則等を記載したもの及び計算機付きのものであってはならない。  
なお、計算機、電訳機付き時計及び携帯電話などの移動通信機器は認めない。
- 受検中は、すべて検査員の指示に従うこと。

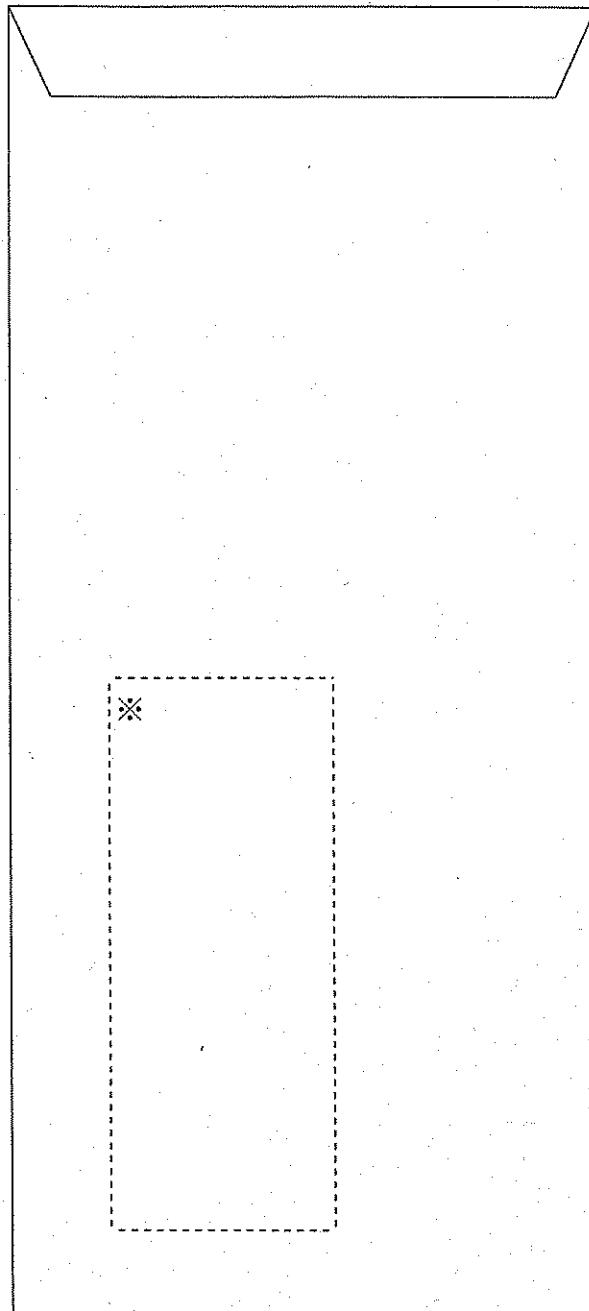
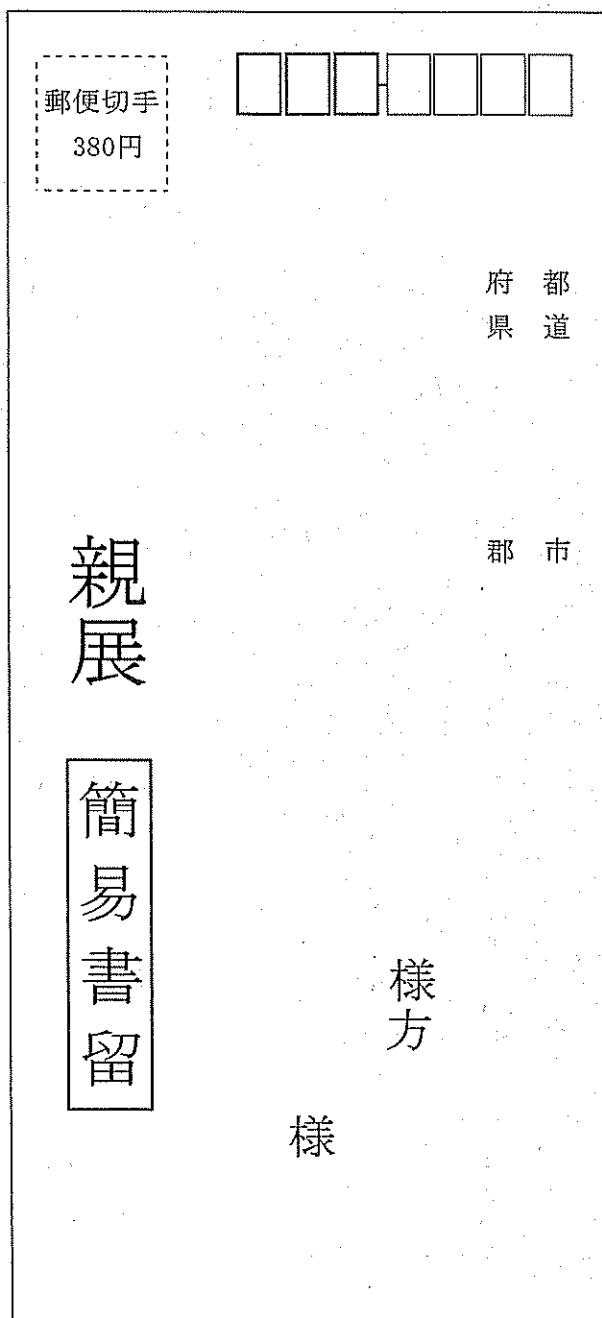
## 注 意

- 1 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。
- 2 「出身中学校」の欄の卒業、卒業見込みは、いずれか一方を○で囲むこと。
- 3 志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面半身脱帽、出願前6か月以内に撮影、カラー、白黒いずれも可、裏に氏名を明記すること。）を、所定の位置にはること。
- 4 「高校控」にも同様に記入すること。
- 5 ※の欄は記入しないこと。

## 選抜結果通知用封筒

(表)

(裏)



### 注意

- 1 選抜結果の通知を受ける住所（町村名、番地まで）、郵便番号、志願者の氏名等を記入すること。住所がアパート・団地等の場合は、「様方」の欄にアパート名、棟番号を記入すること。
- 2 380円切手(料金改定があった場合は、改定後の料金の切手)をはること。
- 3 ※の欄には受検校において、受検校名及び所在地を記入すること。
- 4 郵送を簡易書留郵便によって行うので、選抜結果通知日には受検者又は家族が在宅すること。

号第4式

用紙の大きさはB4判とすること。

平成 年度 高等学校 志願者名簿 ( 制の課程)

### 中 学 校

## 注 意

- 1 提出先高等学校名を記入すること。
  - 2 選抜の種類の欄は、特色選抜の場合は、競技力向上スポーツ指定校の指定競技以外については「特色」、指定競技については「指定」と記入し、連携型選抜の場合は「連携」と記入すること。また、選抜の種類ごとにそれぞれ用紙を別にすること。
  - 3 全日制普通科（城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く。）志願者は、学区内・外の志願者ごとにそれぞれ用紙を別にし、普通科の学区欄に「内」又は「外」を記入すること。ただし、選抜の種類が「指定」の場合は、学区内・外別に記載する必要はない。
  - 4 普通科志願者と専門学科志願者と総合学科志願者は、それぞれ用紙を別にすること。
  - 5 記載順は志望学科別とすること。
  - 6 「志望学科」の欄は、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第1志望の学科名を記入すること。
  - 7 ※の欄は記入しないこと。
  - 8 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 平成 年度 高等学校 志願者名簿 ( 制の課程)

中学校

普通科の学区							
卒業年度	※受検番号	氏 名	性別	志望学科	※合否	備 考	

## 注 意

- 1 提出先高等学校名を記入すること。
- 2 全日制の課程志願者と定時制の課程志願者、本校志願者と分校志願者及び普通科志願者と専門学科志願者と総合学科志願者は、それぞれ用紙を別にすること。
- 3 全日制普通科（城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く。）志願者は、学区内・外の志願者ごとにそれぞれ用紙を別にし、普通科の学区欄に「内」又は「外」を記入すること。
- 4 記載順は志望学科別とすること。
- 5 「志望学科」の欄は、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第1志望の学科名を記入すること。
- 6 ※の欄は記入しないこと。
- 7 特色選抜及び連携型選抜の合格者を除くこと。
- 8 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 教科評定分布表

中学校名  
校長氏名

印

## 1 生徒数

卒業見込者数	人	評定対象者数	人
--------	---	--------	---

※ 卒業見込者数と評定対象者数が異なるとき、また、評定対象者数と各教科の総計が異なるときに、それぞれの理由を記入する。


## 2 各教科評定分布状況

教科	段階	5	4	3	2	1	総計
		人	人	人	人	人	
国語	人数						人
社会	人数						人
数学	人数						人
理科	人数						人
英語	人数						人
音楽	人数						人
美術	人数						人
保健体育	人数						人
技術・家庭	人数						人

## 注意

- 1 第3学年生徒全員について作成すること。
- 2 第3学年の評定分布について記入すること。
- 3 評定対象者の欄には1教科でも評定があれば、人数に含めて記入すること。
- 4 特別支援学級に在籍している生徒で、特別な教育課程により学習している教科がある場合、該当教科の評定分布状況の人数には含めないこと。
- 5 卒業見込者数と評定対象者数及び評定対象者数と各教科の総計が異なるときの理由の欄には、例のように記入すること。  
 例) 卒業見込み者のうち3名が不登校で、評定をするのが困難であるため、卒業見込者数と評定対象者数が異なっている。また、特別支援学級に在籍している2名は、国語、社会、数学、理科、英語については特別な教育課程で学習しており、評定分布状況の人数に入れることができないため、評定対象者数と該当教科の総計が異なっている。
- 6 特色選抜において提出した高等学校にも、一般選抜において提出すること。
- 7 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 所 属 学 区 変 更 許 可 願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

保護者氏名

印

貴校普通科に入学したいので、次の理由により、学区内志願者として出願を承認くださるようお願いします。

保 護 者	氏名及び 住所	氏	父			住	父		
		名	母			所	母		
志 願 者	氏 名			住 所				在学(出身) 中学校名	
	中学校入学 以後就学し た学校及び 転居状況	年 月 日		学 校 名		転居地		転居理由	
事 情 説 明									

上記のとおり相違ないことを証明します。

中学校名

校長氏名

印

## 注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 親権者のいない者は、保護者の欄に後見人又は後見人の職務を行っている者について記入すること。
- 3 住所の欄には、住民基本台帳法に基づき登録している住所を記入すること。
- 4 事情説明の欄は、具体的に記入すること。
- 5 理由を証明する書類を添付すること。(別記3, 32ページ)
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 県外志願特例措置願

次のとおり県立高等学校に入学を志願し、合格したときは、必ず入学することを誓約しますから、県外志願特例措置の承認をお願いします。

### 1 入学希望学校及び学科

第1希望

第2希望

### 2 理由

平成 年 月 日

志願者 中学校名  
氏名

保護者 現住所  
氏名   
志願者との続柄

中学校長 氏名

徳島県教育委員会教育長 殿

### 注意

- 1 徳島市立高等学校、鳴門市立鳴門工業高等学校を志願する場合は、それぞれの市教育委員会の定める様式によること。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 徳島県立高等学校入学志願承認書

中学校名

志願者

氏名

上記の者の平成 年度徳島県立 高等学校に係る県外志願

特例措置願による願いを承認します。

平成 年 月 日

徳島県教育委員会教育長

印

### 注意

- 1 徳島市立高等学校、鳴門市立鳴門工業高等学校を志願する場合は、それぞれの市教育委員会の定める様式によること。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 活動記録

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名  
志願者氏名

㊣

部活動等の活動名			志望学科	科・類			*
活動状況							
主な活動実績・結果	分	大会・行事・コンクール等の名称	実施年月	成績・実績	学年	団・個	ポジション・役割
	全国						
	県・ブロック						
	郡・市						
	地域						
	その他						
各種資格	取得年月日		資格等の名称			認定機関の名称	
中学校生活の状況	志願者記入						
	校長所見						
上の記載は、事実に相違ないことを認めます。 中学校 校長氏名				平成 年 月 日			

(記入上の留意点)

- 1 志願者本人が記入し、中学校長に提出する。
- 2 あて先は志願先高等学校長とする。
- 3 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第1志望の学科名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。また、※の欄は記入しないこと。
- 4 「活動状況」の欄には、本人が申告した活動(分野、種目)における、中学校在学中の活動状況を記入する。
- 5 「主な活動実績・結果」の欄には、本人が申告した活動(分野、種目)における、大会や行事、コンクール等の名称、実施年月、成績又は実績、学年、団体・個人の別、ポジション又は役割を記入する。
- 6 「各種資格」の欄には、資格取得、役員歴、優秀選手などを記入する。
- 7 「中学校生活の状況」の欄には、学習活動への取組や生活態度等を記入し、中学校長は「校長所見」の欄に記入する。
- 8 用紙の大きさは、A4判とすること。

書由理望志樣式第10号(連携用)

學校長等

名校学中

名氏著願志

私は、次の理由により、貴校への連携型中高一貫教育に係る入学を志願します。

自由  
志望理

おもな活動の記録

四

- 1 志望理由は、志望する動機や理由について明確に記入すること。
  - 2 志望理由の字数は、600字以内とすること。
  - 3 おもな活動の記録には、学校内外での諸活動の内容や実績を具体的に記入すること。
  - 4 志望理由書は、必ず志願者本人が横書きで記入すること。
  - 5 用紙の大きさは、A3判とすること。

## 実技等調査票

高等学校長 殿

志願者氏名		受検番号	※
出身中学校		性別	
出願要件分野			
実技等内容			
本人が準備するもの			
備考	※		

## (記入上の留意点)

- 1 志願者本人が記入する。
- 2 あて先は志願先高等学校長とする。
- 3 「出願要件分野」は、部活動等の種目・分野等を記入する。
- 4 「実技等内容」は実技や意見発表等を行う内容を簡潔に記入する。
- 5 「本人が準備するもの」は、受検者が受検当日に準備するものを記入する。
- 6 ※の欄は記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 芸術科（音楽）実技検査調査票

徳島県立名西高等学校長 殿

志願者氏名		受検番号	※
出身中学校		性別	

選択課題	独唱曲・独奏曲名	作詞者・作曲者名	楽器名
(ア) 声楽			
(イ) ピアノ			
(ウ) 弦楽器・管楽器等			
(エ) 和楽器 (箏・長唄三味線)			
備考	※		

(記入上の留意点)

- 1 志願者本人が記入する。
- 2 選択課題の(ア)から(エ)のうちから、選択する課題を○で囲み、独唱曲・独奏曲名、作詞者・作曲者名、楽器名（電子楽器は除く。）を記入すること。
- 3 楽譜を添えて提出すること。
- 4 ※の欄は記入しないこと。
- 5 用紙の大きさは、A4判とすること。

※

## 自己申告書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

志願者氏名

保護者氏名



私は、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。

### 志願者の記入欄

志願の動機・理由、長所や優れた活動、高校生活への抱負など

### 保護者文はそれに準ずる者の記入欄

高等学校に理解してほしいことがらなど

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 この申告書は、他の出願書類とともに、中学校長へ提出すること。提出する際、封をして封筒の表に高等学校名、第1志望の学科名、中学校名、志願者氏名を記入すること。
- 3 ※の欄は記入しないこと。
- 4 この申告書は、特別な事情により欠席が多い者が提出することができる。
- 5 用紙の大きさは、A4判とすること。

※

## 副 申 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

記載者氏名

印

次の者について、調査書の「各教科の学習の記録」の評定が記載できない事情等を、次のとおりお知らせします。

志願者氏名

志望学科 第1志望

科・類

第2志望

科・類

高等学校に理解してほしいことがらなど

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 「志望学科」の欄には、入学願書「志望学科順位」の欄に記入した第2志望までの学科名を記入し、科・類はいずれか一方を○で囲むこと。また、※の欄は記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 特 別 措 置 申 請 書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

国

貴校志願の \_\_\_\_\_ については、次のとおりですので、適切な措置を  
とられるようお願いします。

申請の理由	
特別措置	
備考	

### 注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 措置申請の理由については、障害がある受検者、その他、学力検査・面接等において配慮を要する受検者の具体的な内容を記入すること。
- 3 特別措置の欄には、配慮すべきことを具体的に記入すること。
- 4 備考欄には、中学校における生活状況及び指導上配慮した具体的な事項があれば記入すること。
- 5 高等学校長は、この申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 英語リスニングテスト特別措置申請書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

貴校志願の \_\_\_\_\_ の聽力の程度等は、次のとおりですので、適切な措置をとられるようお願いします。

聴力の程度	
中学校における生活状況及び指導上の配慮事項	
備考	

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 この特別措置の対象となる者は、原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の者とする。
- 3 聽力の程度の欄には、聴力レベル等を具体的に記入すること。
- 4 備考の欄には、補聴器を使用し、かつ、別室において音量増大等の措置を講じた場合に、聞き取りが可能かどうかについての所見を記入すること。
- 5 高等学校長は、この申請書の記載内容のみでは障害の程度を十分に把握できないと判断する場合には、別に医師の診断書等を求めることができる。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 志願承認書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

高等学校名  
校長氏名

印

次の者は、貴校 制の課程 科・類へ入学を希望していますが、事情やむを得ないものと認め、その志願について承認します。

在籍高等学校名	理 由 (具体的に)	
制の課程	科・類	
第	学年	
氏名		
昭和 年 月 日生		
平成		

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 科・類はいずれか一方を○で囲むこと。
- 3 生年月日の昭和、平成はいずれか一方を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 志願変更願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名  
受検番号( )

志願者氏名

保護者氏名

印

中学校長氏名

印

先に貴校 制の課程に入学を願い出ましたが、次のとおり志願変更したいので、  
お願いします。

(先に出願した学校の学科)

学校・課程	志望学科順位			
高等学校 制の課程	1	科・類	2	科・類
	3	科・類	4	科・類
	5	科・類	6	科・類

(志願変更をする学校の学科)

学校・課程	志望学科順位			
高等学校 制の課程	1	科・類	2	科・類
	3	科・類	4	科・類
	5	科・類	6	科・類

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 志願変更書類受領書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

次の者の志願変更関係書類を受領いたしました。

志願者氏名

関係書類

(受領した書類には○印)

1 入学願書	
2 調査書	
3 選抜結果通知用封筒	
4	
5	
6	
7	

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 追検査・追面接願

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受検番号 ( )

志願者氏名

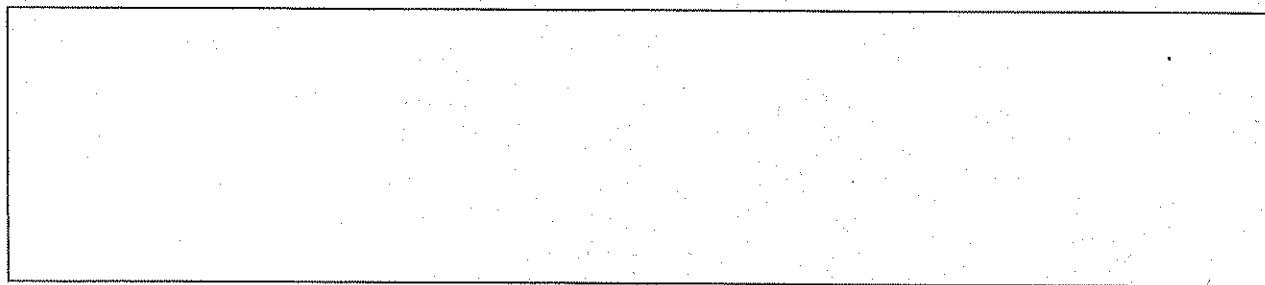
追検査

このたびの、貴校一般選抜を次の理由で欠席しましたので  
お願いします。

を受検できるよう

追面接

欠席理由



記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名

印

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 追検査、追面接は、該当する項目を○で囲むこと。
- 3 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 出願取消届

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受検番号( ) [特色・連携・一般・2次]

志願者氏名

保護者氏名

このたび、貴校 制の課程 科・類に出願しましたが、これを取り消しますのでお届けします。

記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 [特色・連携・一般・2次] は、該当する選抜のいずれかを○で囲むこと。
- 3 科・類はいずれか一方を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 入 学 辞 退 届

平成 年 月 日

高等学校長 殿

受検番号( ) [特色・連携・一般・2次]

志願者氏名

保護者氏名

このたび、貴校 制の課程  
辞退しますのでお届けします。

科・類に合格しましたが、都合により入学を

記載のことについて了承しています。

中学校名

校長氏名

### 注 意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 「特色・連携・一般・2次」は、該当する選抜のいずれかを○で囲むこと。
- 3 科・類はいずれか一方を○で囲むこと。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

※

## 定時制課程特例措置適用申請書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

志願者氏名

㊞

私は、貴校への志願に当たり、定時制課程の特例措置を適用されるよう申請します。

志望学科	
出身中学校	
卒業年月	昭和 年 月 平成
生年月日	昭和 年 月 日 生 ( 嶄 ) 平成

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 卒業年月及び生年月日の昭和、平成はいずれか一方を○で囲むこと。
- 3 生年月日欄の( )内には、平成23年4月1日現在の年齢を記入すること。
- 4 この申請書は、他の出願書類とともに、中学校長へ提出すること。
- 5 ※の欄は記入しないこと。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 連携型中高一貫教育に係る副申書

平成 年 月 日

高等学校長 殿

中学校名

校長氏名

印

次の者について、貴校全日制の課程普通科への入学が適當と認めます。

平成 年 3月 卒業見込み

氏名 性別 ( )

平成 年 月 日 生

### 注意

- 1 あて先は志願先高等学校長とする。
- 2 用紙の大きさは、A4判とすること。

				選抜の種類 （ 制の課程） 高等学校										普通科の学区					
平成 年度高等学校志願者受付・受検者名簿（特色選抜・連携型選抜）																			
出 身 中学校	卒業 年度	受 檢 番 号	姓 氏 名	性 別	志 望 学 科		順 位			学 力 檢 査 得 点			調査書	活動記録	作文	面接 得 点	実技等 得 点	合 否	備 考
					1	2	3	4	5	6	国語	社会							

- 注 意
- 1 選抜の種類の欄は、特色選抜の場合は、競技力向上スポーツ指定校の指定競技以外については「特色」、指定競技については「指定」と記入し、連携型選抜の場合は「連携」と記入すること。また、選抜の種類ごとにそれぞれ用紙を別にすること。
  - 2 全日制普通科（城之内高等学校、富岡高等学校、川島高等学校を除く。）志願者は、学区内・外の志願者ごとにそれぞれ用紙を別にし、普通科の学区欄に「内」又は「外」を記入すること。ただし、選抜の種類が「指定」の場合は、学区内・外別に記載する必要はない。
  - 3 特色選抜については、調査書得点の欄には、調査書の評定値合計（195点満点）から、各校で定めた調査書の配点により換算した得点を記入すること。
  - 4 特色選抜については、学力検査得点（各教科40点満点、合計200点満点）、活動記録の得点を記入し、作文、面接、実技等から実施する学区は、その得点を記入すること。
  - 5 第1志望が不合格で第2志望以降で合格した者については合否の欄は「〇〇科合」として、さらにその合格した学区の受検者名簿の末尾に、その者の学力検査得点等、すべての記載事項を転記すること。ただし、この場合の合否の欄は「合」とし、備考の欄に「〇〇科否」と記入すること。
  - 6 特色選抜については、備考の欄に「吹奏楽」、「男子硬式野球」、「ボランティア」、「人権」、「生徒会」、「男子陸上競技」、「女子バレーボール」等の具体的な活動内容又は指定競技名を記入すること。
  - 7 用紙の大きさは、B4判とすること。

平成年度高等学校志願者受付・受検者名簿（一般選抜・第2次募集）

制の課程

注 意 今 日 制 善 洋 利 ( 城 ) 内 高 等 学 校 寶 園 東 高 等 学 校 川 嘉 高 等 学 校 を 除 く ) に つ い て は、 學 区 内・外 の 楽 懸 着 び と に そ れぞ れ 用 紙 を 別 に し、

欄に「内」又は「外」を記入すること。  
2 第1志望が不合格で第2志望以降で合格した者については合否の欄は「否」とし、備考の欄は「〇〇科否」として、さらにその合格した学科の受検者名欄に「〇〇科否」と記入す

卷之三

3 調査書の評定値合計の欄は、各教科の学習の記録」の評定値は原則に定められる。

調査書の記載が同じでない者の評定値合計は、第2次募集に於いては、学力検査得点を空欄を算入する事とする。

6 定時制課程特例措置適用申請書を提出した者は、参考欄に「特例措置適用」と記入すること。

7 用紙の大きさは、B4判とすること。

## 相 関 表

学 校 名	高等學校 分校
課 程 名	全 日 制 ・ 定 時 制
学 科 名	科・類

調査書 学力検査	段階 評定値合計	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	配分人數	基準人數	評定無記入者
		得点合計												
10	~													
9	~													
8	~													
7	~													
6	~													
5	~													
4	~													
3	~													
2	~													
1	~													
配 分 人 数												X	X	評定無記入者 人數( )
基 準 人 数												X	X	

## 注 意

- 学科ごとに、受検者全員について作成する。なお、定期制課程特例措置適用申請書を提出した者については除く。
- 基準人數の欄は、別記2(31ページ)「10段階法による人数配分表」による各段階の人数を記入する。
- 評定値合計、得点合計の欄には、それぞれ各段階の最高と最低を記入する。
- 不合格者は、( )書きとし、内数で記入する。
- 調査書に評定の記載がない受検者(一部の教科が無記入の場合も含む。)は、人数の計に加えず、評定無記入者欄の学力検査の成績が属する段階に記入する。
- 第2志望以降で選考した者については、朱書きにし、外数で記入する。
- 用紙の大きさは、A4判とすること。

(参考)

受 檢 者	名
定 員	名
第2志望以降 選考者	名

第  
号  
平成 年 月 日

様  
(受検番号 番)

立 高等学校  
校長

平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について(通知)

あなたは、先に実施しました平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜において、  
高等学校 本・ 分校 制の課程 科・類に合格しました  
ので通知します。

※コンピュータで処理するため、氏名の漢字は字体が異なっている場合があります。

注 意

- 1 本・分校を記入する。
- 2 科・類のいずれか一方を記入する。
- 3 日付は通知日とする。

第  
平成 年 月 日  
号

様  
(受検番号 番)

立 高等学校  
校長

平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜の結果について(通知)

あなたは、先に実施しました平成 年度徳島県公立高等学校入学者選抜において、  
高等学校 本・ 分校に不合格となりましたので通知します。

※コンピュータで処理するため、氏名の漢字は字体が異なっている場合があります。

注 意

- 1 本・分校を記入する。
- 2 日付は通知日とする。

学校番号

平成 年 月 日

## 志願者數報告書（特色・連携）

## [ ] 制の課程 高等学校

### 注 意

- 1 学科ごとに記入すること。
  - 2 校舎番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
  - 3 普通科（城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く。）については、学区内・外ごとに記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

学校番号

平成 年 月 日

## 合格者数報告書（特色・連携）

# [ ] 制の課程 高等学校

学 科		特 色 選 技						総 計	
		指 定 競 技 以 外				指 定 競 技	連 携 型 選 技		
		ス ポ ツ	文 化 活 動	そ の 他	計				
普通科	学区内								
	学区外								
	計								
総 計									

### 注音

- 1 学科ごとに記入すること。
  - 2 学校番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
  - 3 普通科（城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く。）については、学区内・外ごとに記入すること。
  - 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

学校番号

平成 年 月 日

## 志願者数報告書（一般）

[ ] 制の課程 高等学校 ( ) 分校

学 科	志願者数	高専併願者数		
		阿南高専	県外の高専	計
普通科	学区内			
	学区外			
	計			
総 計				

## 注意

- 1 第1志望について記入すること。
- 2 本校・分校はそれぞれ用紙を別にすること。
- 3 学科ごとに記入すること。
- 4 学校番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 5 普通科（城ノ内高等学校、富岡東高等学校、川島高等学校を除く。）については、学区内・外ごとに記入すること。
- 6 「定時制課程特例措置適用申請書」提出者については、内数として（ ）書きすること。
- 7 最終志願者数報告（5ページ）の際には、高専併願者数の欄は記入しないこと。
- 8 用紙の大きさは、A4判とすること。

樣式第29-1号(特色·連携用)

（特色・連携）

全日本制の課程  
高等学校

注 1 意 学科ごとに記入すること。  
2 校番号は、公立高等學校一覽（86・87ページ）を参照すること。  
3 爰檢辭退者には、欠席者も含むこと。  
4 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 受検者数集計表（一般）

高等学校（ ）分校 割の課程

学 科	出願者数 A	志願変更者数			欠席者数			合 格 者 数			不 合 格 者 数			
		B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
普通科	学区内													
	学区外													
計														
総 計														

## 注 意

- 1 本・分校、全・定別に作成し、学科ごとに記入すること。
- 2 学校番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 3 志願変更者数のBの欄は他校から志願変更した者の数、Cの欄は他校へ志願変更した者の数とすること。また、Dの欄は志願変更に伴い増減した志願者数とし、±5あるいは-5というようにプラス、マイナスの別がわかるように記入すること。
- 4  $B - C = D$ ,  $A + D = E + I$ ,  $I = F + G + H$ ,  $L = J + K$ ,  $O = M + N$
- 5 出願辞退者で、高等専門学校（県外高専も含む。）合格による者はGの欄へ記入すること。ただし、県外高専合格者がいる場合は、その数をG欄に内数で（ ）書きすること。
- 6 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 県外からの志願者集計表

高等学校 全日制の課程

学 科	都道府県名	出 願 者 数				受 檢 者 数				合 格 者 数				学校番号
		ス ポ ー ツ	文 化 活 動	そ の 他	指 定 競 技	ス ポ ー ツ	文 化 活 動	そ の 他	指 定 競 技	ス ポ ー ツ	文 化 活 動	そ の 他	指 定 競 技	
総 計														

## 注 意

- 1 学科ごとに記入すること。
- 2 学校番号は、公立高等学校一覧（86・87ページ）を参照すること。
- 3 該当者がいる場合のみ、提出すること。
- 4 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 県外からの志願者集計表

高等学校（ ）分校 制の課程

学 科	都道府県名	出 願 者 数	志 願 変 更 者 数	受 檢 者 数	学校番号	合 格 者 数
					追 檢 査 受 檢 者 数	
総 計						

## 注 意

- 1 志願変更者数は、+1あるいは-1というようにプラス、マイナスの別がわかるように記入すること。
- 2 本・分校、全・定別に作成し、学科ごとに記入すること。
- 3 学校番号は、公立高等学校一覧(86・87ページ)を参照すること。
- 4 該当者がいる場合のみ、提出すること。
- 5 用紙の大きさは、A4判とすること。

## 入 学 願 書

年 月 日

徳島県立徳島中央高等学校長 殿

本人氏名

印

私は、貴校通信制課程  普通  
 普通（特科生）  
 衛生看護 科に入学したいから、許可くださるようお願いします。

本 人	ふりがな 氏 名		年 月 日	生 性 別	
	現 住 所	市 徳島県 郡	町 村		
	電 話 番 号				
	最 終 出 身 学 校	年 月 日	中学校卒業見込・卒業 中等教育学校の前期課程修了見込・修了 高等學校在学中・中退		
保 護 者	ふりがな 氏 名				
	現 住 所	市 徳島県 郡	町 村		

(注) 20歳以上の者は、保護者欄の記入を要しない。

# 公立高等学校一覧

様式の学校番号はこの表の番号を記入する。

学校番号	高等学校	課程	大学科	小学科・類
1	城東高等学校	全日制	普通科	
2	城南高等学校	全日制	普通科	
			理数科	応用数理科
3	城北高等学校	全日制	普通科	
4	城ノ内高等学校	全日制	普通科	
5	徳島北高等学校	全日制	普通科	
			外国語科	国際英語科
6	徳島市立高等学校	全日制	普通科	
			理数科	
7	城西高等学校	全日制	農業科	農業科学科
			総合学科	
8	城西高等学校 神山分校	全日制	農業科	生活科，造園土木科
9	徳島科学技術高等学校	全日制	工業科	総合科学類，機械技術類，電気技術類，建設技術類
			水産科	海洋科学類，海洋技術類
10	徳島商業高等学校	全日制	商業科	総合情報ビジネス類
11	小松島高等学校	全日制	普通科	
12	小松島西高等学校	全日制	商業科	
			家庭科	食物科，生活文化科
13	勝浦高等学校	全日制	農業科	応用生産科，園芸福祉科
14	富岡東高等学校	全日制	普通科	
			商業科	
15	富岡東高等学校 羽ノ浦校	全日制	看護科	
16	富岡西高等学校	全日制	普通科	
			理数科	
17	阿南工業高等学校	全日制	工業科	工業類
18	新野高等学校	全日制	総合学科	

学校番号	高等學校	課程	大学科	小学科・類
19	那賀高等学校	全日制	普通科	
20	海部高等学校	全日制	普通科	
			商業科	情報ビジネス科
			理数科	数理科学科
21	鳴門高等学校	全日制	普通科	
22	鳴門第一高等学校	全日制	総合学科	
23	鳴門市立鳴門工業高等学校	全日制	工業科	工業類
24	板野高等学校	全日制	普通科	
25	名西高等学校	全日制	普通科	
			芸術科	芸術科(音楽), 芸術科(美術), 芸術科(書道)
26	鳴島商業高等学校	全日制	商業科	商業科, 経営情報科
27	川島高等学校	全日制	普通科	
28	阿波高等学校	全日制	普通科	
29	阿波農業高等学校	全日制	農業科	農業科学科, 園芸科学科
30	阿波西高等学校	全日制	普通科	
31	穴吹高等学校	全日制	普通科	
32	脇町高等学校	全日制	普通科	
33	美馬商業高等学校	全日制	商業科	
34	貞光工業高等学校	全日制	工業科	電気科, 機械科, 建設科
35	辻高等学校	全日制	普通科	
36	池田高等学校	全日制	普通科	
37	三好高等学校	全日制	農業科	生物資源類
			商業科	ビジネス類
38	徳島科学技術高等学校	定時制	工業科	機械類, 工業技術類
39	徳島中央高等学校	定時制	普通科	普通科(昼間部午前), 普通科(昼間部午後), 普通科(夜間部)
40	富岡東高等学校	定時制	普通科	
41	鳴門高等学校	定時制	普通科	
42	名西高等学校	定時制	普通科	
43	池田高等学校	定時制	普通科	



# 規則・日程等

# ○徳島県立高等学校通学区域

## 等に関する規則（抜粋）

### （この規則の趣旨）

第一条 この規則は、徳島県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

### （全日制課程における普通科の学区）

第二条 高等学校の全日制課程における普通科の学区は別表第一の上欄に掲げるとおりとし、その学区に所在する高等学校はそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、その学区の区域はそれぞれ同表の相当下欄に掲げるとおりとする。ただし、別表第二に掲げる高等学校の全日制課程における普通科の学区は、全県の区域とする。

### （全日制課程における普通科以外の学科の学区）

第三条 高等学校の全日制課程における専門教育を中心とする学科、総合学科及び定時制課程における学科の学区は、全県の区域とする。

### （学区内通学及び学区外通学）

第四条 高等学校の生徒は、当該生徒の保護者（子女に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者をいう。以下同じ。）の住所に所在する学区の高等学校に通学するものとする。ただし、別表第三に掲げる町村の区域に保護者の住所がある生徒は、別表第一に掲げる第三学区の高等学校に通学することができる。

2 高等学校の生徒は、前項本文の規定にかかわらず、高等学校の全日制課程における普通科の募集定員のうち、県教育委員会が別に定める生徒数の範囲内に限り、当該生徒の保護者の住所に所在する学区以外の学区の高等学校に通学することができる。

### （県外からの志願）

第五条 他の都道府県から、高等学校の全日制課程に入学を希望する者（以下「県外志願者」という。）は、県外志願特例措置願（別記様式）を県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた県外志願者のうち、入学後すみやかにその保護者の住所を県内に定めることを予定しているものにあっては、当該予定している住所に所在する学区の高等学校に、入学後その保護者の住所を県内に定めることを予定していないものにあっては当該保護者の住所に最も近接した学区の高等学校に出席するものとする。

### （違反者の処置）

第六条 高等学校に在学する生徒のうち、この規則に違反している者があるときは、転学その他必要な措置を講ずるものとする。

### （委任）

第七条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

### 附則（抄）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の第一の項高等学校の欄及び別表第二の規定は、平成二十二年四月一日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用し、同日前に入学した者については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

学区	高等学校	区域
第一	徳島県立小松島高等学校 徳島県立勝浦高等学校 徳島県立富岡西高等学校 徳島県立那賀高等学校 徳島県立海部高等学校	小松島市 阿南市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 那賀町 美波町 牟岐町 海陽町
第二	徳島県立鳴門高等学校 徳島県立板野高等学校 徳島県立阿波高等学校 徳島県立名西高等学校 徳島県立阿波西高等学校 徳島県立穴吹高等学校	鳴門市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 東みよし町
第三	徳島県立城東高等学校 徳島県立城南高等学校 徳島県立城北高等学校 徳島県立徳島北高等学校	徳島市

別表第二（第三条関係）

徳島県立城ノ内高等学校	徳島県立富岡東高等学校
徳島県立川島高等学校	

別表第三（第四条関係）

佐那河内村	松茂町	北島町	藍住町	神山町
-------	-----	-----	-----	-----

## ○徳島市立高等学校管理規則（抜粋）

### （通学区域）

第三条 高等学校の通学区域は次のとおりとする。

- 一 普通科の通学区域 徳島市、佐那河内村、松茂町、北島町、藍住町及び神山町
  - 二 理数科の通学区域 徳島県内全域
- 2 高等学校の生徒は、当該生徒の保護者（子女に対して親権を行う者をいう。親権を行う者のないときは、未成年後見人又は未成年見人の職務を行なう者をいう。以下同じ。）の住所が前項各号に定める通学区域内にある者とする。
- 3 第一項第一号の規定にかかわらず、普通科の募集定員のうち、教育委員会が別に定める生徒数の範囲内に限り、同号に定める通学区域以外の徳島県内の市町村を通学区域とすることができる。

### （県外からの志願者）

第三条の二 他の都道府県から高等学校普通科及び理数科に入学を希望する者（以下「県外志願者」という。）は、県外志願特例措置願（様式第六号）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

## ○鳴門市立鳴門工業高等学校管理規則（抜粋）

### （通学区域）

第三条 高等学校の通学区域は、全県の区域とする。

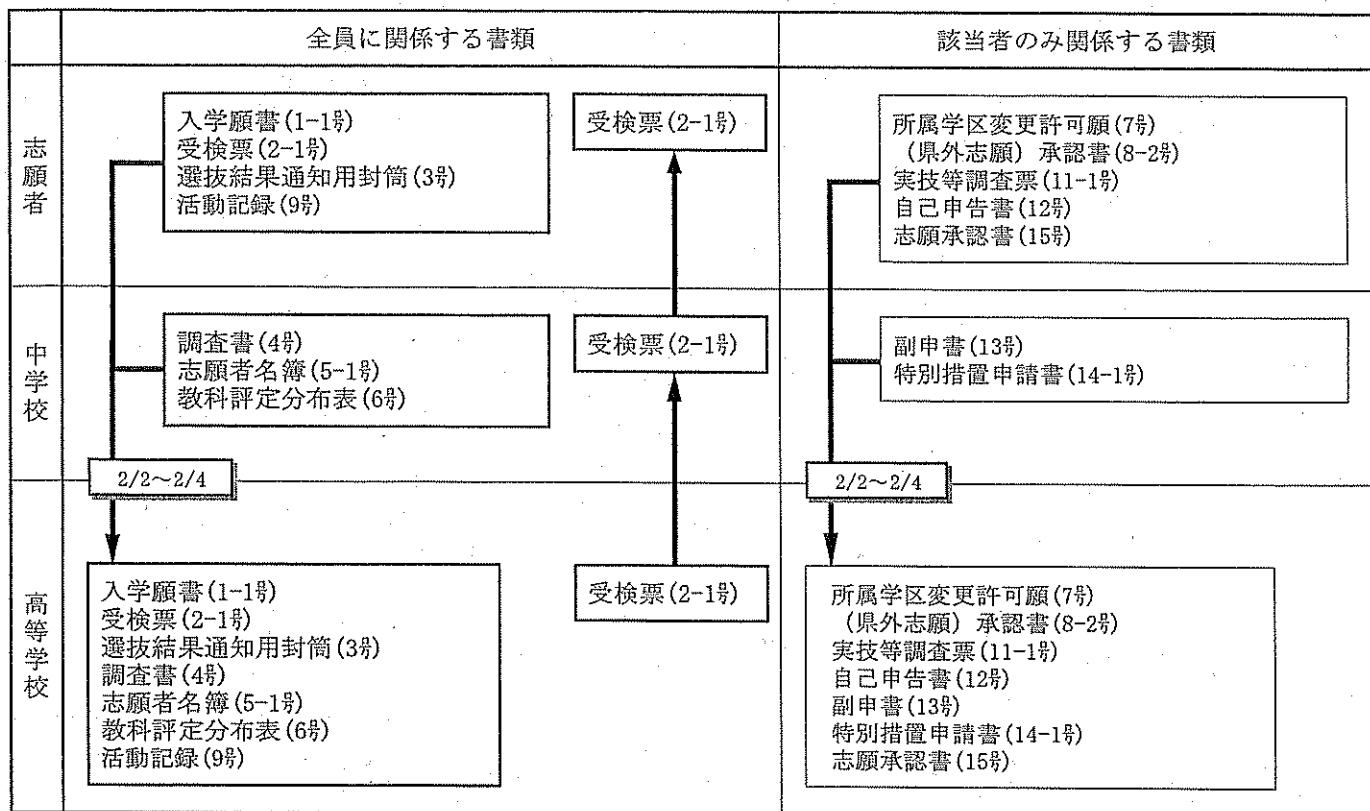
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的理由その他特別な理由があると認められる者は、校長の承認を受けて県外から通学することができる。

### （県外からの志願）

第三条の二 他の都道府県から高等学校に入学を希望する者は、県外志願特例措置願（様式第一号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

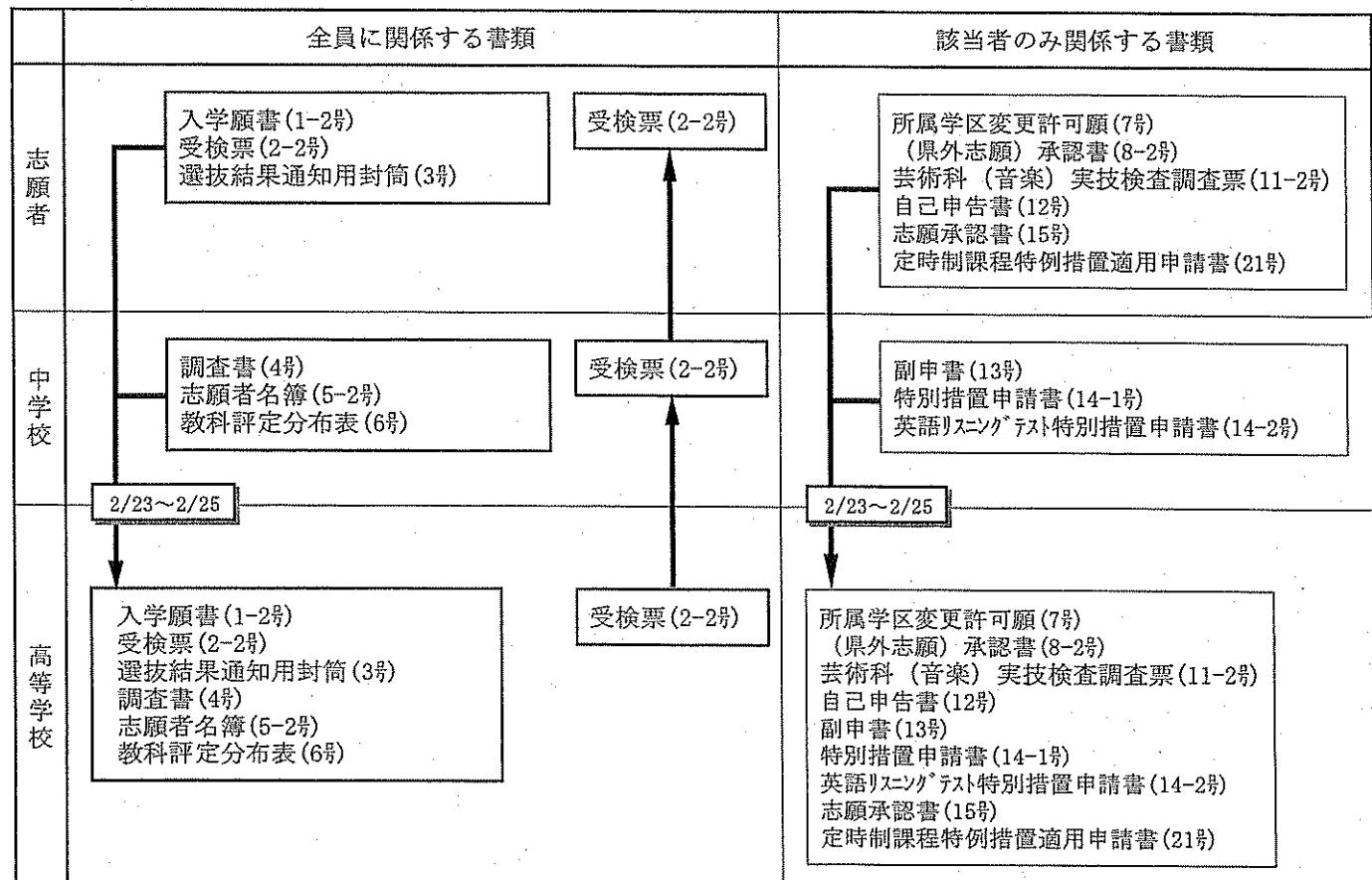
# 出願の手続と処理

## 1 特色選抜関係



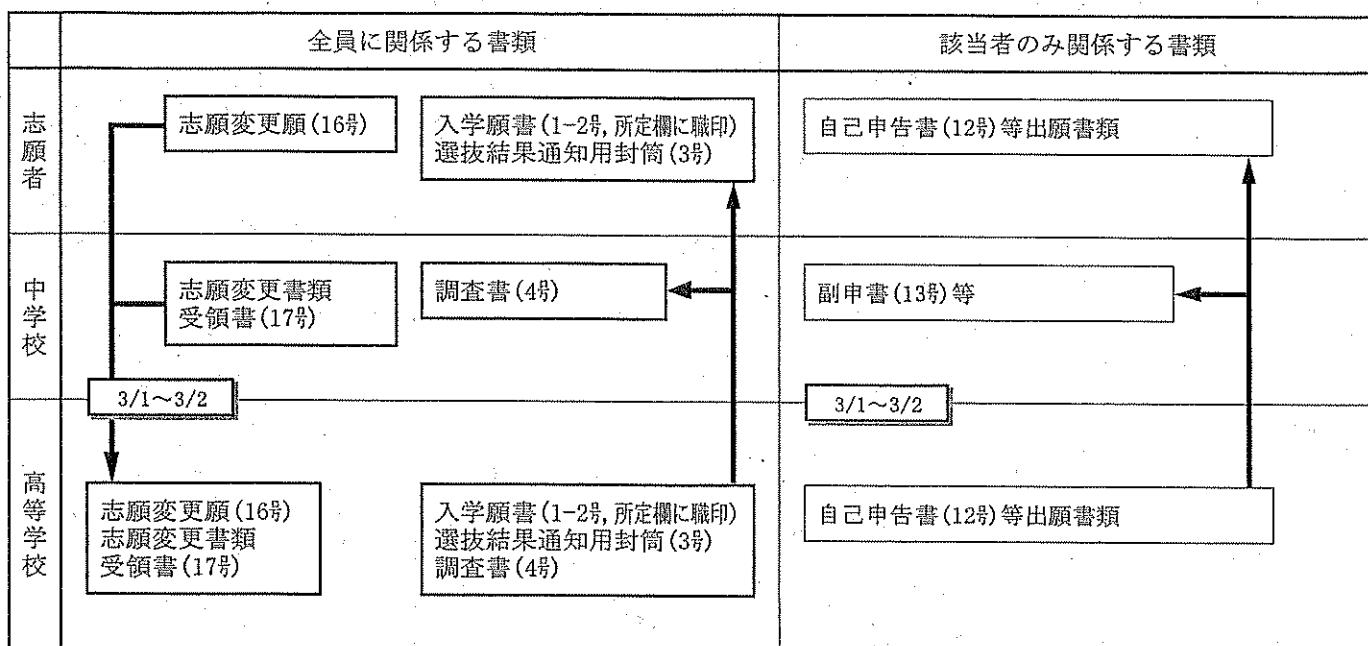
## 2 一般選抜関係・志願変更関係

### (1) 一般選抜

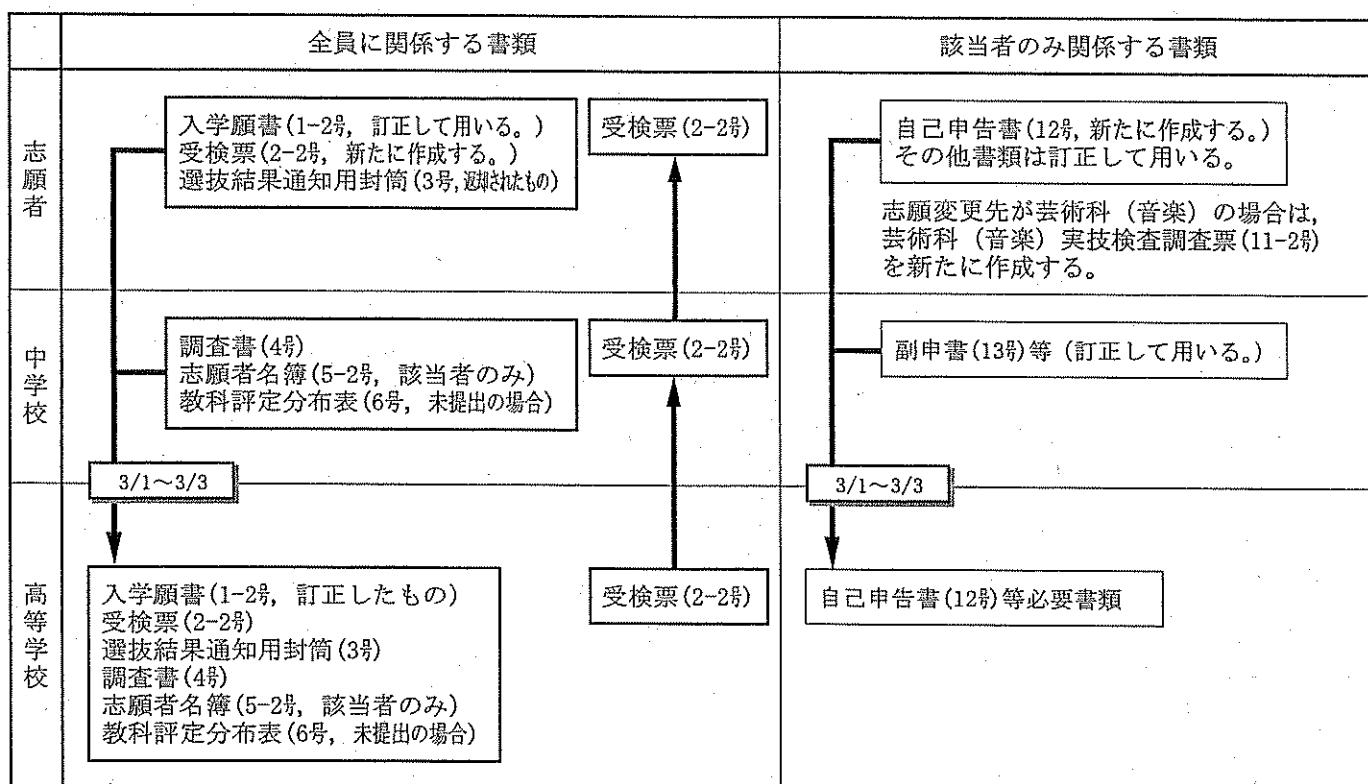


(2) 志願変更

【志願元高等学校への手続き】



【志願変更先高等学校への手続き】



**日 程 表**

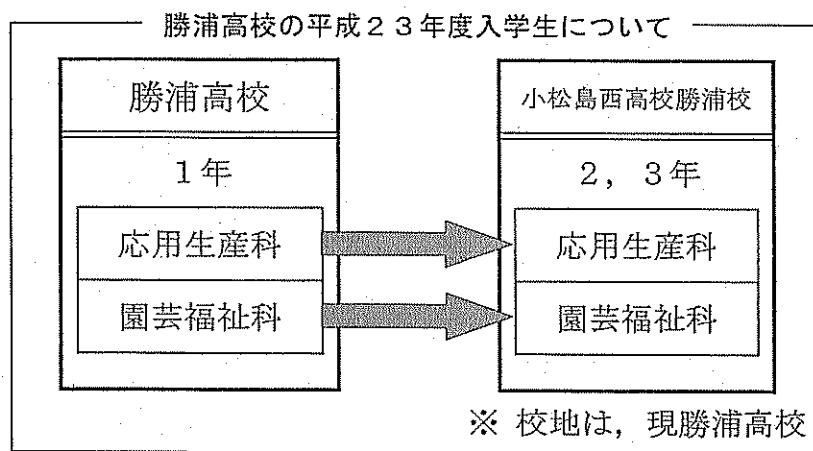
月	日	曜	日 程 等	報 告 事 項	様 式	要 項 頁	備 考
2	水	特色選抜・連携型選抜願書受付開始 (4日正午まで)			P13 P23~24		
4	金	特色選抜・連携型選抜願書受付締切 (郵送とともに正午まで)			P14 P24		
10	木				P14, P24 P14 P15, P25		申請書の写しを添付する。
14	月	特色選抜検査問題交付					
15	火	特色選抜・連携型選抜	特色選抜・連携型選抜志願者数報告(FAXで午後1時30分まで)	P16, P25			
18	金	特色選抜・連携型選抜結果通知発送 (正午以降、配達は19日)	在籍志願者報告(志願承認書の写し提出) 特色選抜・連携型選抜特別措置報告	26号 15号	P16, P25		
19	土	特色選抜・連携型選抜結果通知					
21	月	一般選抜募集人員公表					
23	水	一般選抜願書受付開始 (25日正午まで)			P2		
25	金	一般選抜願書受付締切 (郵送とともに正午まで)	一般選抜志願者数報告(FAXで午後1時30分まで) 高専併願者数報告(FAXで午後1時30分まで)	P16, P25 P2			
28	月		一般選抜志願者数報告書提出(文書で正午まで) 2/28正午現在の辞退者数等報告(FAXで午後1時30分まで) 教科評定分布表委員会提出 一般選抜特別措置報告	28号 6号	P3 P4 P3, P14 P6, P7		中学校より委員会へ提出。 申請書の写しを添付する。
1	火	志願変更願・志願変更出願受付開始 (午後1時から)			16号 17号		
2	水	志願変更願受付締切 (午後4時30分まで)			P4		
3	木	志願変更出願受付締切 (郵送とともに午後4時30分まで)	志願変更者数・最終志願者数報告(FAXで午後5時まで)		P5		
7	月	一般選抜検査問題交付	志願変更者数報告(文書で正午まで)		28号 15号	P5 P3~4	
8	火	一般選抜学力検査 一般選抜追検査受付締切	在籍志願者報告(志願承認書の写し提出) 一般選抜受検者数・欠席者数報告(FAXで午前10時まで) 一般選抜追検査受検者見込数報告(FAXで正午まで:該当校のみ)		P6 P8		変更があつた場合は、 電話で連絡する。

月	日	曜	日 程 等	報 告 事 項	様 式	要 項 書	備 考
	9	水	一般選抜面接・実技検査 一般選抜追面接願受付締切 一般選抜追検査問題交付	一般選抜面接者数・欠席者数報告 (FAXで午前11時まで) 一般選抜追面接及び実技検査の追検査受検者見込数報告 (FAXで午後1時30分まで:該当校のみ) 一般選抜追検査受検者確定数報告 (文書で正午まで)	P7 P8 P8		
	10	木	一般選抜追検査、追面接	一般選抜追検査・追面接受検者数報告 (電話で正午まで)	25-1号 25-2号	P8	
	14	月	一般選抜結果通知発送 (正午以降、配達は15日)	一般選抜合格者数及び第2次募集数報告 (FAXで午前10時まで)	P10		
	15	火	一般選抜結果通知	一般選抜追検査・追面接受検者数報告 (文書で)	P8		
	16	水			P8		
	17	木	第2次募集人員公表		P19		
	22	火	第2次募集問題交付 第2次募集願書受付開始 (23日午後4時30分まで)		P19		
3	23	水	第2次募集願書受付締切 (午後4時30分まで)	第2次募集志願者数報告 (FAXで午後5時まで)	P21		
				特色選抜・連携型選抜志願者受付・受検者名簿写し提出 特色選抜・連携型選抜受検者数集計表提出 一般選抜志願者受付・受検者名簿写し提出 一般選抜受検者数集計表提出 一般選抜相関表写し提出 県外からの志願者集計表 (特色・一般) 提出 入学者選抜成績調査表提出	23-1号 29-1号 23-2号 29-2号 24号 30-1・2号	P16, P25 P16, P25 P6 P6 P10 P6, P16	該当校のみ提出する。 様式等は別に定める。
	24	木		第2次募集特別措置報告	P21		申請書の写しを添付する。
	25	金	第2次募集 (作文・面接等) 第2次募集選抜結果通知発送 (正午以降、配達は26日)	第2次募集受検者数報告 (FAXで正午まで) 第2次募集合格者数報告 (FAXで午後5時まで)	25-1号 25-2号	P21 P21	
	26	土	第2次募集選抜結果通知		P21		
	28	月		第2次募集志願者受付・受検者名簿写し提出 第2次募集在籍志願者報告 (志願承認書の写し提出)	23-2号 15号	P21 P21	

## 高校再編に伴う平成23年度入学者の異動について

### 1 勝浦高校について

平成23年度に勝浦高校に入学した生徒は、平成23年度は勝浦高校に在学しますが、平成24年度に小松島西高校勝浦校に転学し、小松島西高校勝浦校の生徒として卒業します。



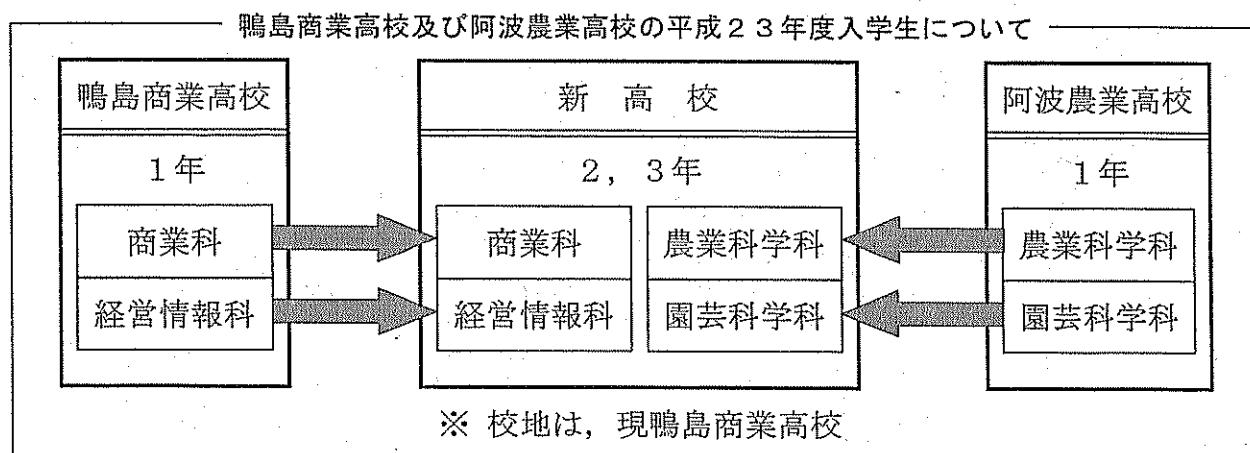
### 2 鴨島商業高校、阿波農業高校について

#### ○鴨島商業高校

平成23年度に鴨島商業高校に入学した生徒は、平成23年度は鴨島商業高校に在学しますが、平成24年度に阿波農業高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。

#### ○阿波農業高校

平成23年度に阿波農業高校に入学した生徒は、平成23年度は阿波農業高校に在学しますが、平成24年度に鴨島商業高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。



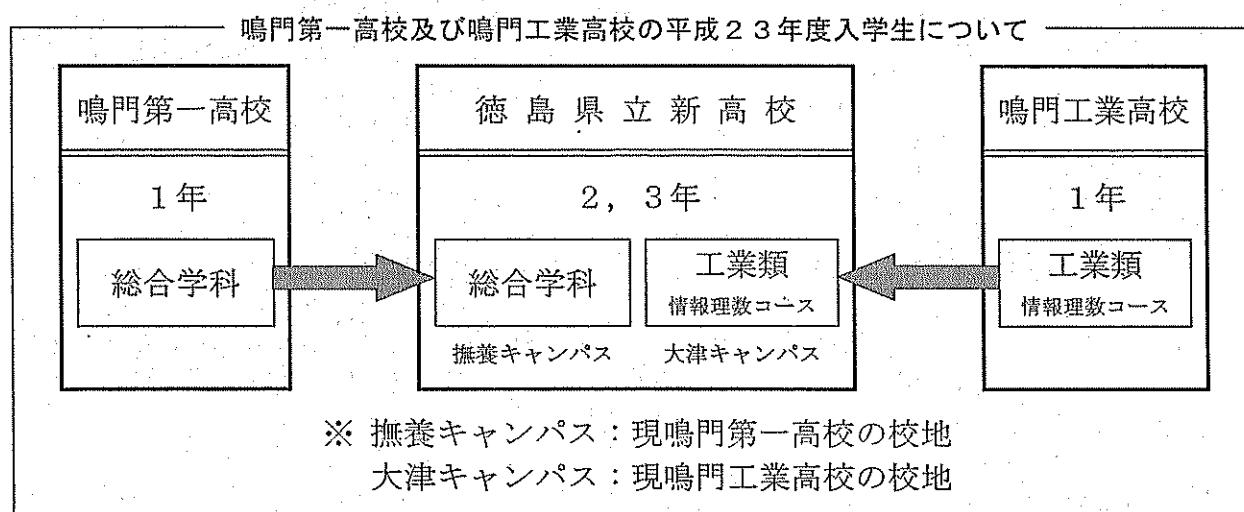
### 3 鳴門第一高校、鳴門工業高校について

#### ○鳴門第一高校

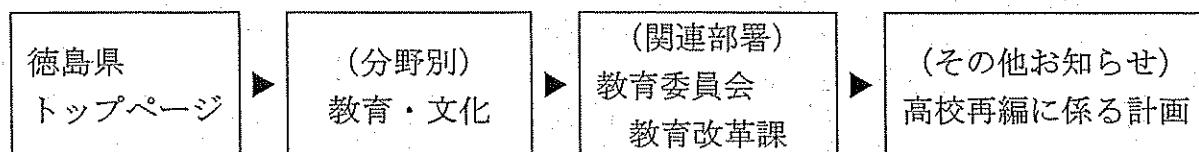
平成23年度に鳴門第一高校に入学した生徒は、平成23年度は鳴門第一高校に在学しますが、平成24年度に鳴門工業高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。

#### ○鳴門工業高校

平成23年度に鳴門工業高校に入学した生徒は、平成23年度は鳴門工業高校に在学しますが、平成24年度に鳴門第一高校と再編統合する新高校に転学し、新高校の生徒として卒業します。



※ なお、それぞれの高校再編の詳細については、県のホームページで紹介していますので、御覧頂く場合は、次の手順でアクセスしてください。



「徳島県トップページ」アドレス：<http://www.pref.tokushima.jp/>

素案からの主な変更点のみ、下線を施しました。